

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 義、法人住民税、法人事業税: 義(自動連動))(国税4・地方税7)
		② 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>＜特別償却＞</p> <p>機械装置・器具備品 40%</p> <p>(地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 20%</p> <p>＜法人税額等の税額控除＞</p> <p>機械装置・器具備品 4%</p> <p>(地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%)</p> <p>(地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業については6%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 2%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長する。(令和8年度末まで) ・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野(仮称)」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ・地域経済牽引事業計画の期間内(最大5年以内)に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。 <p>等</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の5の2、第27

	条の 11 の2 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 8 条第 5 項	
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 29 年度: 創設 平成 31 年度: 延長・拡充(※1) 令和 3 年度: 延長・拡充(※2) 令和 5 年度: 延長・拡充(※3) 令和 6 年度: 拡充(※4) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靭化に資する事業を新たに支援することなどとした。 (※3)対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した (※4)対象事業において、一定の要件を満たす中堅企業が行う事業を地域の事業者に対して著しい経済的效果を及ぼす事業として対象に追加した
8	適用又は延長期間	2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的效果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 《政策目的の根拠》 ○地域未来投資促進法 第 1 条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的效果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和 5 年 6 月 16 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。(略) ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 [令和 5

				<p style="text-align: center;">年6月16日閣議決定】</p> <p>VIII. 経済社会の多極化</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の実現</p> <p>(2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備</p> <p>⑤ 中堅・中小企業の振興</p> <p>地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。</p>																						
		② 政策体系における政策目的の位置付け		1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																						
		③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率: 年2%以上(令和2年度～令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。</p>																						
10	有効性等	① 適用数		<p>○適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">年度 区分</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">平成 29</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">30</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">令和 元</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">2</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">3</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">4</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">5</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">6</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">7</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用 件数</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">185</td> <td style="text-align: center;">298</td> <td style="text-align: center;">336</td> <td style="text-align: center;">366</td> <td style="text-align: center;">363</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">282</td> <td style="text-align: center;">精査 中</td> <td style="text-align: center;">精査 中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については別紙参照</p>	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	適用 件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査 中	精査 中
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8																
適用 件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査 中	精査 中																
		② 適用額		<p>○適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">年度 区分</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">平成 29</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">30</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">令和 元</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">2</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">3</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">4</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">5</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">6</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">7</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用額</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">229</td> <td style="text-align: center;">324</td> <td style="text-align: center;">361</td> <td style="text-align: center;">339</td> <td style="text-align: center;">294</td> <td style="text-align: center;">342</td> <td style="text-align: center;">精査中</td> <td style="text-align: center;">精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については別紙参照</p>	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8																
適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中																

			<p>処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率(傾向スコア)が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>③ 「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成30年と令和2年の差分と、(b)対照群における平成30年と令和2年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10~30pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>①青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。</p> <p>この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。

			<p>定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税（固定資産税、不動産取得税）を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性		本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4経産 01)

地域未来投資促進税制(減収見込額・適用件数実績推計)

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(以下「適用実態調査」という。)に基づき、平成 29 年度から令和4年度までの減収額・適用件数(実績)を推計(注1)した。また、経済産業省が承認地域経済牽引事業者に実施したアンケート(注 1)に基づき、令和5年度及び令和6年度の減収見込額・適用件数見込みを計算した。その結果は下記のとおり。

		特別償却		税額額控除		合計減収額 (注 2) [億円]
		適用額[億円]	件数[件]	適用額[億円]	件数[件]	
平成 29 年度	実績	0.41	2	0.54	5	▲0.59
平成 30 年度	実績	78.67	73	41.03	112	▲50
令和元年度	実績	162.36	136	67.02	162	▲82
令和2年度	実績	240.94	151	82.67	185	▲105
令和3年度	実績	270.24	143	90.89	223	▲115
令和4年度	実績	252.85	141	85.81	222	▲108
令和5年度	見込み	212.97	120	81.23	200	▲130.64
令和6年度	見込み	250.14	95	91.52	187	▲149.55

(注1) 平成 29 年～令和4年度の適用件数及び適用額について租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に算出。

平成 29 年度の適用件数及び適用額(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11657372/www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

平成 30 年度～令和4年度の適用件数及び適用額(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

(注2)令和5年度までに法第 25 条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている。

(注3)平成 29 年度～令和4年度合計減収額については、財務省が「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計)を記載。令和5年度～令和6年度の合計減収額については、「特別償却欄の適用額 × 法人税率 23.2% + 税額控除欄の適用額」で計算している。

2. 地方税減収見込額

		(1)法人住民税[億円]	(2)法人事業税[億円]	合計[億円]
平成 29 年度	実績	0.04	0.03	0.07
平成 30 年度	実績	2.85	6.55	9.40
令和元年度	実績	5.74	12.45	18.19
令和2年度	実績	5.55	18.68	24.23
令和3年度	実績	5.57	22.27	27.84
令和4年度	実績	5.44	20.87	26.31
令和5年度	見込み	9.14	13.98	23.12
令和6年度	見込み	10.47	16.40	26.87

(1)法人住民税:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(平成29年度～令和4年度)」に基づき、平成29年度から令和4年度までの減収額(実績)を計算した。

			道府県民税[千円]	市町村民税[千円]	法人住民税[千円]
H29	単体	特別償却	306	928	3,637
	法人	税額控除	596	1,807	
	連結	特別償却	0	0	
	法人	税額控除	0	0	
H30	単体	特別償却	58,456	177,194	284,621
	法人	税額控除	11,620	35,222	
	連結	特別償却	199	604	
	法人	税額控除	329	997	
R元	単体	特別償却	114,352	346,630	573,601
	法人	税額控除	21,753	65,939	
	連結	特別償却	6,183	18,744	
	法人	税額控除	0	0	
R2	単体	特別償却	79,219	350,404	554,764
	法人	税額控除	13,677	65,454	
	連結	特別償却	5,038	24,111	
	法人	税額控除	2,914	13,947	
R3	単体	特別償却	55,215	331,290	56,904
	法人	税額控除	14,267	85,476	
	連結	特別償却	7,480	44,876	
	法人	税額控除	2,614	15,686	
R4	単体	特別償却	57,829	346,974	543,528
	法人	税額控除	18,190	109,143	
	連結	特別償却	831	4,984	
	法人	税額控除	797	4,780	

また、令和5年度以降の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率(0.07)を乗じて計算した。その結果は下記のとおり。

令和5年度 9.14億円 (130.64億円 × 0.07)

令和6年度 10.47億円 (149.56億円 × 0.07)

(2)法人事業税(特別法人事業税・地方法人特別税を含む。):総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成29年度から令和3年度までの減収額(実績)を計算した。

			事業税[千円]	地方法人特別税[千円]	法人事業税[千円]
H29	単体	特別償却	1,825	1,091	2,916
		税額控除			
	連結	特別償却	0	0	
		税額控除			
H30	単体	特別償却	442,696	209,714	654,780
		税額控除			
	連結	特別償却	1,655	715	
		税額控除			
R元	単体	特別償却	791,328	411,317	1,245,129
		税額控除			
	連結	特別償却	20,218	22,266	
		税額控除		0	
R2	単体	特別償却	1,247,406	538,897	1,867,690
		税額控除			
	連結	特別償却	44,676	36,711	
		税額控除			

R3	単体	特別償却	1,437,867	564,563	2,227,398
		税額控除			
	連結	特別償却	148,397	76,571	
		税額控除			
R4	単体	特別償却	1,472,924	583,129	2,087,055
		税額控除			
	連結	特別償却	22,629	8,373	
		税額控除			

また、令和5年度以降の減収額については、次の方法により計算。

- ・ 法人事業税(所得割)は、特別償却適用額に税率(0.033)を乗じて計算。
- ・ 特別法人事業税は、法人事業税(所得割)の減収見込み額に税率(0.776)を乗じて計算。
- ・ 法人事業税(付加価値割)は、特別償却適用額に税率(0.007)を乗じて計算。

その結果は下記のとおり。

令和5年度 13.98 億円

$$\begin{aligned}
 \text{法人事業税(所得割)} &: 212.97 \text{ 億円} \times 0.033 = 7.03 \text{ 億円} \\
 \text{特別法人事業税} &: 7.03 \text{ 億円} \times 0.776 = 5.46 \text{ 億円} \\
 \text{法人事業税(付加価値割)} &: 212.97 \text{ 億円} \times 0.007 = 1.49 \text{ 億円}
 \end{aligned}$$

令和6年度 16.40 億円

$$\begin{aligned}
 \text{法人事業税(所得割)} &: 250.14 \text{ 億円} \times 0.033 = 8.25 \text{ 億円} \\
 \text{特別法人事業税} &: 8.25 \text{ 億円} \times 0.776 = 6.40 \text{ 億円} \\
 \text{法人事業税(付加価値割)} &: 250.14 \text{ 億円} \times 0.007 = 1.75 \text{ 億円}
 \end{aligned}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業用地整備促進税制の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 5) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税 3)
		② 上記以外の税目	所得税: 外、個人住民税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、地方公共団体による用地整備と同様に、地方公共団体が連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設する。
			《関係条項》 —
			—
5	担当部局		経済産業政策局地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: —
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。
			《政策目的の根拠》 【経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)】 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力 工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靭化に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業が投資を行うための言わば下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行制度では、産業用地を整備する際に、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合は同控除がなく、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生している。 本措置により、地権者交渉が円滑に進み、迅速な産業用地整備につなげることで国内投資を後押しする。</p>
10 有効性等	① 適用数	① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
		③ 減収額	精査中
	④ 効果	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることにより、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、国内投資を後押しする。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>国内の立地計画を持つ事業者の割合が増加傾向にある一方で、全国の分譲可能な産業用地面積は、産業用地の造成が分譲スピードに追いついていないこともあり減少している。そのため、新規立地や事業拡大に意欲のある企業に対し、ニーズに合った用地を用意できていない。</p> <p>産業用地造成は、地方公共団体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、用地造成に必要なノウハウの不足(技術者の不足)や、造成に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地造成が難しい状況になりつつある。</p> <p>このような状況を踏まえ、地方公共団体がノウハウ等の補完のために民間事業者と連携し、産業用地造成を行う動きが活発になっている。本措置を講じることにより、迅速な産業用地整備を促進し、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、地方公共団体が民間事業者と連携して産業用地整備事業を行う際に、民間事業者に土地を譲渡する者への所得控除を講じるものである。</p> <p>通常、整備後の用地は立地を希望する企業へ分譲することが想定されるが、この産業用地整備を例えれば補助金により支援すると、整備後の用地は地権者から土地を購入した民間事業者の取得財産になるため、その後の企業誘致において補助金により取得した財産を立地企業に譲渡することとなり、補助金適正化法に基づく財産処分の制限が付され得る等、整備後の企業誘致に制約が生まれかねない。</p> <p>また、一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与する。</p> <p>以上より、租税特別措置によることは政策手段として有効かつ妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合などの譲渡所得の特別控除について規定されている。(租税特別措置法「第五款特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、産業用地の整備に寄与し、地域の産業振興・産業集積が促進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等(エンジェル税制)の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外(国税10)
		② 上記以外の税目	個人住民税:外(地方税05)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇を行う制度であり、投資時点と売却時点のいずれの時点でも税制優遇を受けることが可能。</p> <p>【エンジェル投資を行った年の措置】</p> <p>※下記のいずれかの措置の適用を確定申告において申告。</p> <p>※各措置において、その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。</p> <p>※経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合(LPS)による契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式を発行する企業については、企業要件が一部緩和される。加えて、当該LPS等が企業要件の合致を確認し、当該企業に確認書を発行することを可能としている。</p> <p>優遇措置 A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : (投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除 ○控除上限額:800万円かその年の総所得金額×40%のいずれか低い方 ○対象企業の設立年数要件:5年未満 <p>優遇措置 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額:なし ○対象企業の設立年数要件:10年未満 <p>プレシード・シード特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額:なし(年間20億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件:5年未満 <p>【自己資金の出資による起業を行った年の措置】</p>

	<p>※その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。</p> <p>起業特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容：投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額：なし(年間 20 億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件：1年未満 <p>【株式譲渡をした年の措置】</p> <p>未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降 3 年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)が可能。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について、その利便性を向上し、更なる利活用を拡大するため、株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長等を要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 19</p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3</p> <p>租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11</p>
5	担当部局 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間 評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和2年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯 平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成 14 年度 拡充（投資事業組合経由にも適用） 平成 15 年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成 16 年度 拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充） 平成 17 年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成 19 年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充） 平成 20 年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止） 令和 2 年度 拡充、縮減（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減） 令和 5 年度 拡充（株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減） 令和 6 年度

		拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）
8	適用又は延長期間	期限の定めなし
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまと資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジエル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジエル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、本税制により大きなリスクを取った個人によるエンジエル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定） ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及（参考）主な閣議決定文書等</p> <p>【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）】</p> <p>第一 令和6年度税制改正の基本的考え方</p> <p>2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進</p> <p>(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（抜粋）</p> <p>エンジエル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新</p> <p>1. スタートアップ育成5か年計画の実行</p> <p>(1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑨スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化</p> <p>また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、<u>エンジエル税制における再投資期間の延長、[略]について</u>検討を行う。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応</p> <p>(1) スタートアップの支援・ネットワークの形成</p> <p>ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。<u>エンジエル税制における再投資期間の延長について、検討す</u></p>

			る。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人からスタートアップの起業・投資を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>【対象企業数】 令和2年度：294社 令和3年度：413社 令和4年度：272社 令和5年度：224社</p> <p>【個人投資家延べ人数】 令和2年度：7,409人 令和3年度：14,851人 令和4年度：10,109人 令和5年度：7,518人</p>
		② 適用額	<p>※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和2年度：約89億円 令和3年度：約167億円 令和4年度：約140億円 令和5年度：約120億円</p>
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和5年の国内スタートアップの資金調達額：8,039億円 (令和6年7月19日時点、出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和2年度：約89億円 令和3年度：約167億円 令和4年度：約140億円 令和5年度：約120億円</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	平成9年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化や令和6年度改正による有償新株予約権の取得金額の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の持続的な成長に向けて、地方におけるイノベーションの創出・循環は重要であるところ、スタートアップはイノベーション創出の主要な担い手となる。本施策は地方におけるスタートアップの資金調達環境も整備することでその成長に寄与するものであり、ひいては地域経済の発展に資するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 13) 法人住民税、法人事業税: 義(地方税8)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>《要望の内容》 令和 7 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 3 年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》 ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 58 条、同法施行令第 34 条、同法施行規則第 21 条の 15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 59 条、同法施行令第 35 条、同法施行規則第 21 条の 16 ・法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 68 条の 61、同法施行令第 39 条の 88、同法施行規則第 22 条の 59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 68 条の 62、同法施行令第 39 条の 89、同法施行規則第 21 条の 16(読替規定) ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第 22 条、同法施行令第 14 条、同法施行規則第 9 条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第 23 条、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 9 条の 2 </p>
5	担当部局		製造産業局鉱物課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和 40 年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3 年間)</p> <p>昭和 43 年度 延長(2 年間)</p> <p>昭和 45 年度 延長(1 年間)</p> <p>昭和 46 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 49 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 50 年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和 51 年度 縮減(準備金収入金額基準: 15%→14%)</p> <p>昭和 52 年度 延長(3 年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準: 14%→13%)</p> <p>昭和 55 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 58 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 61 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 元 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 4 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 7 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 10 年度 延長(3 年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準: 13%→12%)</p> <p>平成 13 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 16 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 19 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 22 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 25 年度 延長(3 年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等)</p> <p>縮減(海外探鉱準備金所得金額基準: 50%→40%)</p> <p>平成 28 年度 延長(3 年間)</p> <p>拡充(準備金積立据置期間の延長: 3 年→5 年)</p> <p>縮減(減耗控除限度額の所得基準: 翌期繰越欠損金控除後額に変更等)</p> <p>令和元年度 延長(3 年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件: 出資比率 50% 以上→議決権比率 50% 以上)</p> <p>縮減(海外自主開発法人要件: 鉱石引取率 30%→40%)</p> <p>令和 4 年度 延長(3 年間)</p> <p>縮減(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)</p>	
8	適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(3 年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2030 年度の一次エネルギー供給においても合計約 5 割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者の

リスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2024年6月に開催されたG7プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNGの重要性や、将来的な天然ガス・LNG不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。

《政策目的の根拠》

○経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

3.投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(2)GX・エネルギー安全保障

エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靭なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靭化を促進する。戦略的に余剰LNGを確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、ニアース泥等の技術開発に取り組む。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和6年6月21日閣議決定)

VI.GX・エネルギー・食料安全保障

1.GX・エネルギー

(2)強靭なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大

①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応

		<p>エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靭なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○G7 プーリア首脳コミュニケ(2024年6月14日)(仮訳) <エネルギー、気候、環境></p> <p>ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)</p> <p>2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組</p> <p>(2)今後の対応</p> <p>6)資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化</p> <p>ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。</p> <p>○エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)</p> <p>5.2050年を見据えた 2030年に向けた政策対応</p> <p>(9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進</p> <p>カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。</p> <p>②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進</p> <p>石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通</p>
--	--	--

じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中にあっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019 年度は 34.7%）を 2030 年に 50% 以上、2040 年には 60% 以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。

国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靭なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。

レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。

			<p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフティク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p>									
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>6.資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p>									
	③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」、「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計(財務省)、業界団体・事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率)を引き上げることで、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給が確保される。</p>									
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 項目</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> </table>	年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9				

探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	20	20	21	20	19
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9	9	9	9	9	8

※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)
②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)

② 適用額	(単位:億円)								
	年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	283	298	328	303	310	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45	45	41	44	43	

※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)
②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)

③ 減収額	(単位:億円)								
	年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	69	76	70	72	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11	10	10	10	10	

※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に経済産業省にて算出
②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)

○法人住民税	(単位:億円)								
	年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	3	3	7	4	4	5	5	6	

新鉱床探鉱費 又は海外新鉱 床探鉱費	1	1	1	1	1	1	1	1	1
--------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※出典:①令和2~4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に適用額に1.62%(法人税割7%相当)を乗じて算出(実績推計)

②令和5~9年度:前3年度の平均値(推計)

○法人事業税 (単位:億円)

年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又 は海外探鉱準 備金	9	8	20	12	13	15	14	14
新鉱床探鉱費 又は海外新鉱 床探鉱費	1	2	2	2	2	2	2	2

※出典:①令和2~4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に外形標準課税(所得割1%、特別法人事業税率260%及び付加価値割1.26%)から試算(実績推計)

②令和5~9年度:前3年度の平均値(推計)

④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (石油・天然ガス)</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。</p> <p>[石油・天然ガスの自主開発比率]</p> <p>平成30年度: 29.4%</p> <p>令和元年度: 34.7%</p> <p>令和2年度: 40.6%</p> <p>令和3年度: 40.1%</p> <p>令和4年度: 33.4%</p> <p>(非鉄金属)</p> <p>我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。)。</p> <p>[鉱物資源(ベースメタル)の自給率]</p> <p>平成30年度: 50.2%</p> <p>令和元年度: 52.1%</p> <p>令和2年度: 50.4%</p> <p>令和3年度: 45.8%</p> <p>令和4年度: 37.7%</p>
------	---

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。</p> <p>石油・天然ガスにおける令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段として的確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する</p>

			<p>探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない（措置法第58条第14項）。</p> <p>予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、（独）エネルギー・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証（出資金） 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証
③	地方公共団体が協力する相当性		我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等について、長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税、法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 経産04)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 16) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税: 外(国税 16)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その認定から 1 年を経過する日までの間に、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の 18%(令和 7 年 4 月 1 日以降に取得等をする場合は 16%)の特別償却が適用できる。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する 等</p> <p>《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2</p> <p>法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5</p>		
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>《令和元年度》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和 2 年度末まで)</p> <p>《令和 3 年度》 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和 4 年度末まで)</p> <p>《令和 5 年度》 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和 6 年度末まで)</p>
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)

9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第 66 条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>(以下参考)</p> <p>・中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項(定義) この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p> <p>・中小企業等経営強化法第 3 条(基本方針) 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>第 2 項 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順 (2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 事業活動を継続するための資金の調達手段 (4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力 (5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組</p> <p>ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力 (4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項</p>
---	------	---------------------	---

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。</p> <p>今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>																												
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位:者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td>23</td><td>58</td><td>180</td></tr> </tbody> </table> <p>令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計。</p>		令和3	4	5	6	7	8	適用件数	20	15	10	23	58	180														
	令和3	4	5	6	7	8																									
適用件数	20	15	10	23	58	180																									
		② 適用額	<p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>34,444</td><td>38,607</td><td>33,501</td><td>65,550</td><td>165,300</td><td>513,000</td></tr> </tbody> </table> <p>令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計。</p>		令和3	4	5	6	7	8	適用額	34,444	38,607	33,501	65,550	165,300	513,000														
	令和3	4	5	6	7	8																									
適用額	34,444	38,607	33,501	65,550	165,300	513,000																									
		③ 減収額	<p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>7,991</td><td>8,957</td><td>7,772</td><td>15,208</td><td>38,350</td><td>119,016</td></tr> <tr> <td>法入住民税</td><td>559</td><td>627</td><td>544</td><td>1,065</td><td>2,685</td><td>8,331</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>3,303</td><td>3,702</td><td>3,213</td><td>6,287</td><td>15,852</td><td>49,197</td></tr> </tbody> </table> <p>令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計。</p>		令和3	4	5	6	7	8	法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016	法入住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331	法人事業税	3,303	3,702	3,213	6,287	15,852	49,197
	令和3	4	5	6	7	8																									
法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016																									
法入住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331																									
法人事業税	3,303	3,702	3,213	6,287	15,852	49,197																									

④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業等強靭化法の施行(令和元年7月)以降、令和6年3月末までに約67,000者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約78者(推計含む)の税制適用実績にとどまっている。</p> <p>【事業継続力強化計画の認定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度時点: 40,468者 ・令和4年度時点: 53,094者 ・令和5年度時点: 67,321者 <p>令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業者等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。</p> <p>事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが引き続き必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資をやすことができた」が38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があることによって「設備投資額をやすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答(令和4年度中小企業庁アンケートより)。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。</p> <p>今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持等に資することが重要。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。</p> <p>計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。金融支援(日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大)においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。</p> <p>中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靭化のために、適用期限を延長することで、引き続き中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。</p> <p>また、他の支援策として金融支援(日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大)を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4経産07)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(登録免許税:外)(国税 18)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。</p> <p>《要望の内容》 措置の適用期限を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 78 条第 1 項</p>		
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課
6	<p>評価実施時期及び分析対象期間</p> <p>評価実施時期:令和 6 年 9 月 分析対象期間:令和 3 年度～令和 8 年度</p>		
7	創設年度及び改正経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 46 年に創設 ・以後 2 年ごとに延長 ・平成 23 年に軽減率縮減 (担保物件によらず一律 1/1,000 に軽減 → 改正後一律 1.5/1,000 に措置が縮減) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が年度末までに成立しなかつたため、平成 23 年 4 月 1 日～6 月 30 日までは 1/1,000、平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までは 1.5/1,000 ・以後 2 年ごとに延長
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、必要かつ十分な資金供給を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 資金繰りDIの改善及び保証承諾実績の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、信用保証料に加え、登録免許税を負担する必要。 本特例措置により、有担保保証に係る中小企業者等の登録免許税の負担を4/1,000等から一律1.5/1,000に軽減し、信用保証制度の利用を通じた、資金繰り円滑化に寄与している。</p>																														
10	有効性等	① 適用数	<p>[適用件数の推移] (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td><td>1,275</td><td>1,319</td><td>1,388</td><td>863</td><td>982</td><td>1,031</td><td>1,843</td><td>1,991</td><td>2,150</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典:H30～R5(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」 R6～R8(推計) 経済産業省試算</p> <p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合(下記(ウ)等)に適用される措置であるため、そもそも信用保証制度を利用する全ての中小企業者等への適用が想定されるものではないことから、上記適用件数は適当な水準である。</p> <p>＜令和5年度の例＞(出典:(一社)全国信用保証協会連合会)</p> <p>(ア) 保証承諾件数 …約62万件</p> <p>(イ) (ア)のうち、信用保証協会が担保設定した有担保保証の件数 …約6,400件</p> <p>(ウ) (イ)のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 …約1,200件</p> <p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第20条第1項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	件	1,275	1,319	1,388	863	982	1,031	1,843	1,991	2,150										
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																								
件	1,275	1,319	1,388	863	982	1,031	1,843	1,991	2,150																								
		② 適用額	<p>[適用額の推移] (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(億円)</td><td>285</td><td>287</td><td>268</td><td>181</td><td>206</td><td>217</td><td>313</td><td>338</td><td>366</td></tr> <tr> <td>納付額(百万円)</td><td>44</td><td>44</td><td>60</td><td>27</td><td>31</td><td>32</td><td>47</td><td>51</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典:H30～R5(実績) (一社)全国信用保証協会連合会 R6～R8(推計) 経済産業省試算</p> <p>※適用額=適用件数×21百万円(過去3年間の平均)で試算</p> <p>※納付額=適用額×税率1.5/1,000(本特例措置の多くを占める不動産登記の税率)で試算</p> <p>＜令和5年度の例＞(出典:(一社)全国信用保証協会連合会)</p> <p>(ア) 保証承諾金額 …約9兆9,983億円</p> <p>(イ) (ア)のうち、信用保証協会が担保設定した有担保保証の保証承諾金額 …約1,195億円</p> <p>(ウ) (イ)のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした保証承諾金額</p>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	適用額(億円)	285	287	268	181	206	217	313	338	366	納付額(百万円)	44	44	60	27	31	32	47	51	55
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																								
適用額(億円)	285	287	268	181	206	217	313	338	366																								
納付額(百万円)	44	44	60	27	31	32	47	51	55																								

			…約 261 億円																																																																																																			
	③ 減収額	[減収額の推移] (単位:百万円)	<p>※出典:H30～R5(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計 R6～R8(推計) 経済産業省試算</p> <p>※減収額=登録免許税納付額×2.5/1.5として試算</p> <p>※税率 本則[4/1000]－本措置[1.5/1000]=軽減税率[2.5/1000] (本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で試算)</p>																																																																																																			
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【中小企業者の資金繰りの状況】	<table border="1"> <caption>Estimated data for the chart</caption> <thead> <tr> <th>Quarter</th> <th>中小企業 (短観) (0 ~ 8)</th> <th>中小企業・小規模事業者 (中小企業景況調査) (64 ~ 8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>I 17</td><td>10</td><td>25</td></tr> <tr><td>II 17</td><td>11</td><td>24</td></tr> <tr><td>III 17</td><td>12</td><td>26</td></tr> <tr><td>IV 17</td><td>11</td><td>25</td></tr> <tr><td>I 18</td><td>12</td><td>26</td></tr> <tr><td>II 18</td><td>13</td><td>27</td></tr> <tr><td>III 18</td><td>14</td><td>28</td></tr> <tr><td>IV 18</td><td>13</td><td>27</td></tr> <tr><td>I 19</td><td>12</td><td>26</td></tr> <tr><td>II 19</td><td>11</td><td>25</td></tr> <tr><td>III 19</td><td>10</td><td>24</td></tr> <tr><td>IV 19</td><td>9</td><td>23</td></tr> <tr><td>I 20</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr><td>II 20</td><td>10</td><td>64</td></tr> <tr><td>III 20</td><td>12</td><td>28</td></tr> <tr><td>IV 20</td><td>13</td><td>30</td></tr> <tr><td>I 21</td><td>14</td><td>32</td></tr> <tr><td>II 21</td><td>15</td><td>34</td></tr> <tr><td>III 21</td><td>16</td><td>36</td></tr> <tr><td>IV 21</td><td>17</td><td>38</td></tr> <tr><td>I 22</td><td>18</td><td>40</td></tr> <tr><td>II 22</td><td>19</td><td>42</td></tr> <tr><td>III 22</td><td>20</td><td>44</td></tr> <tr><td>IV 22</td><td>21</td><td>46</td></tr> <tr><td>I 23</td><td>22</td><td>48</td></tr> <tr><td>II 23</td><td>23</td><td>50</td></tr> <tr><td>III 23</td><td>24</td><td>52</td></tr> <tr><td>IV 23</td><td>25</td><td>54</td></tr> <tr><td>I 24</td><td>26</td><td>56</td></tr> <tr><td>II 24</td><td>27</td><td>58</td></tr> <tr><td>III 24</td><td>28</td><td>60</td></tr> <tr><td>IV 24</td><td>29</td><td>62</td></tr> </tbody> </table>	Quarter	中小企業 (短観) (0 ~ 8)	中小企業・小規模事業者 (中小企業景況調査) (64 ~ 8)	I 17	10	25	II 17	11	24	III 17	12	26	IV 17	11	25	I 18	12	26	II 18	13	27	III 18	14	28	IV 18	13	27	I 19	12	26	II 19	11	25	III 19	10	24	IV 19	9	23	I 20	8	1	II 20	10	64	III 20	12	28	IV 20	13	30	I 21	14	32	II 21	15	34	III 21	16	36	IV 21	17	38	I 22	18	40	II 22	19	42	III 22	20	44	IV 22	21	46	I 23	22	48	II 23	23	50	III 23	24	52	IV 23	25	54	I 24	26	56	II 24	27	58	III 24	28	60	IV 24	29	62
Quarter	中小企業 (短観) (0 ~ 8)	中小企業・小規模事業者 (中小企業景況調査) (64 ~ 8)																																																																																																				
I 17	10	25																																																																																																				
II 17	11	24																																																																																																				
III 17	12	26																																																																																																				
IV 17	11	25																																																																																																				
I 18	12	26																																																																																																				
II 18	13	27																																																																																																				
III 18	14	28																																																																																																				
IV 18	13	27																																																																																																				
I 19	12	26																																																																																																				
II 19	11	25																																																																																																				
III 19	10	24																																																																																																				
IV 19	9	23																																																																																																				
I 20	8	1																																																																																																				
II 20	10	64																																																																																																				
III 20	12	28																																																																																																				
IV 20	13	30																																																																																																				
I 21	14	32																																																																																																				
II 21	15	34																																																																																																				
III 21	16	36																																																																																																				
IV 21	17	38																																																																																																				
I 22	18	40																																																																																																				
II 22	19	42																																																																																																				
III 22	20	44																																																																																																				
IV 22	21	46																																																																																																				
I 23	22	48																																																																																																				
II 23	23	50																																																																																																				
III 23	24	52																																																																																																				
IV 23	25	54																																																																																																				
I 24	26	56																																																																																																				
II 24	27	58																																																																																																				
III 24	28	60																																																																																																				
IV 24	29	62																																																																																																				

【保証承諾実績】

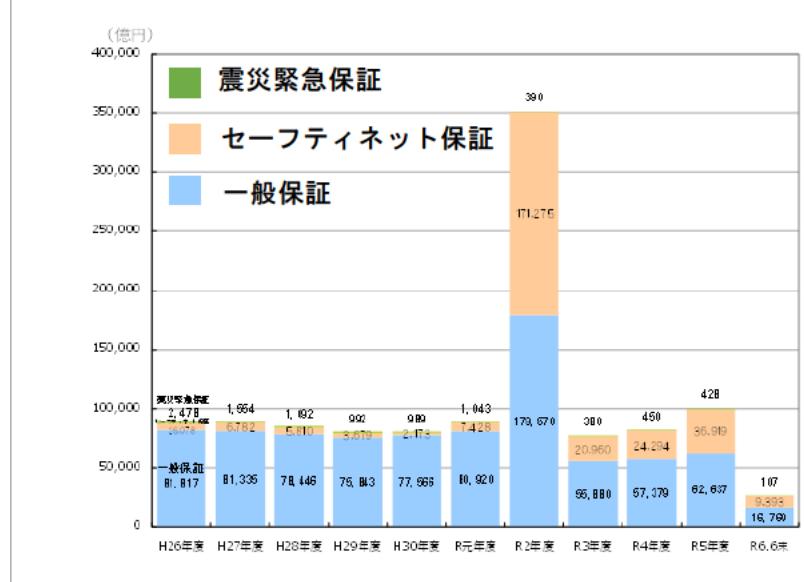
(出典：中小企業景況調査（中小企業庁）)

令和3年度：77,220 億円

令和4年度：82,123 億円

令和5年度：99,983 億円

令和6年度4月～6月：26,269 億円



(出典：(一社)全国信用保証協会連合会)

中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時急激に状況悪化するが、信用保証協会の無利子・無担保融資等のコロナ関連融資を積極的に実施したことにより、保証承諾実績は増加し、中小企業者等の資金繰り状況も改善された。

一方で、コロナ禍の長期化、物価高等の状況下もあり、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者等が多く存在し、特に企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な資金繰り支援を行って行くためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。

本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。

※保証承諾に占める有担保保証の割合(金額ベース)

令和3年度:8.5%

令和4年度:8.8%

令和5年度:7.7%

(出典:(一社)全国信用保証協会連合会)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

信用保証制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、こうした者ほど、資金調達の際の費用負担は相対的に大きいものであるため、本特例措置の効果は高い。

本特例措置は中小企業者等の信用保証制度の利用負担(※)を軽減し、資金繰り円滑化に寄与する。

※小規模事業者の6割超は赤字計上、黒字であっても4割が1百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増額が数万円であっても、必要資金額の調達が難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大や資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がりは大きい。

<p style="text-align: center;">[本特例措置による 1 件当たり軽減額(減収額/件数)]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>適用 件数 (A)</th><th>納付額 (百万円) (B)</th><th>減収額 (百万円) (C)</th><th>1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>1,275</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>57</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>1,319</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>55</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>1,388</td><td>60.5</td><td>100.9</td><td>73</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>1,442</td><td>118.5</td><td>197.6</td><td>137</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>1,618</td><td>62.0</td><td>103.3</td><td>64</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※出典:法務省「民事・訟務・人権統計年報」 ※減収額(C) = 登録免許税納付額(B) × 2.5/1.5 として経済産業省推計 ※税率 本則[4/1000] - 本措置[1.5/1000] = 軽減税率[2.5/1000] (本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で推計)</p>						適用 件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)	平成 30 年度	1,275	43.8	73.0	57	令和元年度	1,319	43.8	73.0	55	令和 2 年度	1,388	60.5	100.9	73	令和 3 年度	1,442	118.5	197.6	137	令和 4 年度	1,618	62.0	103.3	64
	適用 件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)																														
平成 30 年度	1,275	43.8	73.0	57																														
令和元年度	1,319	43.8	73.0	55																														
令和 2 年度	1,388	60.5	100.9	73																														
令和 3 年度	1,442	118.5	197.6	137																														
令和 4 年度	1,618	62.0	103.3	64																														
<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本特例措置は担保設定時に必要不可欠な登録免許税を軽減するものであるが、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。 なお、本特例措置によって、毎年 300 億円程度の信用創造がなされており、中小企業の資金繰り円滑化に対する寄与度は大きい。</p> <p style="text-align: center;">【信用創造効果(=担保設定額=納付額÷税率)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>納付額 (百万円)</th><th>担保設定額 (億円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>61</td><td>403</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>44</td><td>291</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>61</td><td>403</td></tr> </tbody> </table> <p>※納付額(出典:法務省「民事・訟務・人権統計年報」)から経済産業省推計。</p>						納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)	令和 2 年度	61	403	令和 3 年度	44	291	令和 4 年度	61	403																		
	納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)																																
令和 2 年度	61	403																																
令和 3 年度	44	291																																
令和 4 年度	61	403																																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。</p> <p>また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。</p> <p>さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>																															

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>信用保証制度に係る支援措置には、本特例措置のほかに、①＜税制＞特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)、②＜補助金＞経営安定関連保証等対策費補助金がある。</p> <p>①は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによって、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、②は信用保証協会に対する損失補償等である。</p> <p>本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記①及び②とは明確に役割分担ができている。</p> <p>—</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	印紙税:外(国税21)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。</p> <p>《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p> <p>《関係条項》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号</p>
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。 措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を特別貸付けの延長にあわせて、毎年度延長を行った。
8	適用又は延長期間		新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月

【様式】

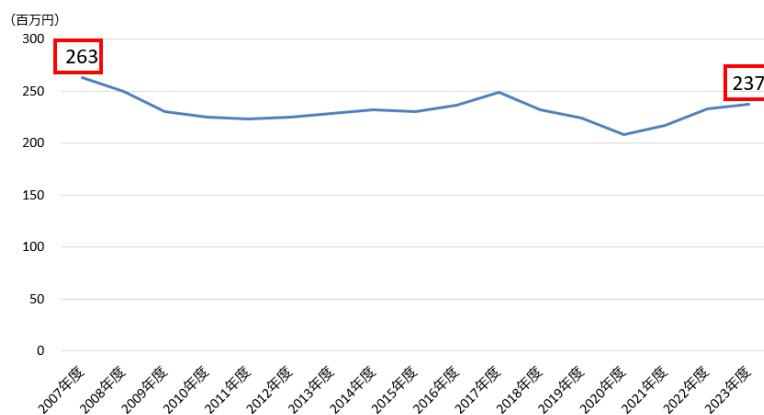
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 15)、法人住民税: 義(地方 12)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15% に軽減する。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度改正 創設(本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充(本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長(租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和元年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和 3 年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和 5 年度改正 延長(租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p> <p>測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。</p>
10 有効性等	① 適用数	① 適用数	<p>年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。</p> <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度: 1,034,827 件 ・令和 4 年度: 1,068,172 件 ・令和 5 年度: 1,051,500 件 <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度: 1,051,500 件 ・令和 7 年度: 1,051,500 件 ・令和 8 年度: 1,051,500 件
			<p>② 適用額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度: 42,533 億円 ・令和 4 年度: 44,020 億円 ・令和 5 年度: 43,277 億円 <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度: 43,277 億円 ・令和 7 年度: 43,277 億円

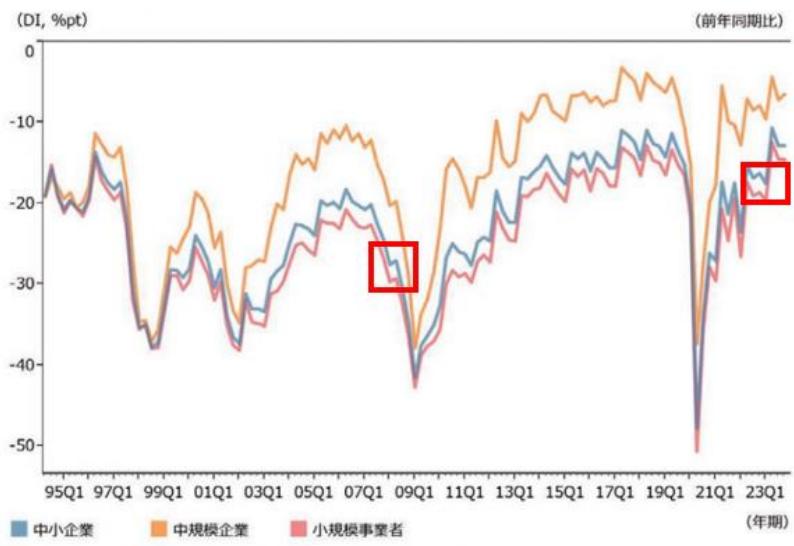
			<p>・令和 8 年度:43,277 億円</p>
	② 減収額		<p>法人税</p> <p>・令和 3 年度(19%→15%):1,701 億円</p> <p>・令和 4 年度(19%→15%):1,761 億円</p> <p>・令和 5 年度(19%→15%):1,731 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。</p> <p>・令和 6 年度(19%→15%):1,731 億円</p> <p>・令和 7 年度(19%→15%):1,731 億円</p> <p>・令和 8 年度(19%→15%):1,731 億円</p> <p>法人住民税</p> <p>・令和 3 年度(19%→15%):119 億円</p> <p>・令和 4 年度(19%→15%):123 億円</p> <p>・令和 5 年度(19%→15%):121 億円</p> <p>※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(7.0%)を乗じて算出</p> <p>今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率 7.0%を乗じると以下のとおり。</p> <p>・令和 6 年度(19%→15%):121 億円</p> <p>・令和 7 年度(19%→15%):121 億円</p> <p>・令和 8 年度(19%→15%):121 億円</p>
	④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況はまだ達成できていないため、引き続き本制度が必要。</p>

○中小企業の1社あたり売上高の推移



資料：財務省「法人企業統計」を再編加工

○資金繰りDIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1.景況調査の資金繰りDIは、前年同期と比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

資料：中小企業白書 2024 第1-3-6 図「資金繰りDIの推移（企業規模別）」

			<p>○業況判断 DI の推移</p> <p>(DI, %pt)</p> <p>95Q1 97Q1 99Q1 01Q1 03Q1 05Q1 07Q1 09Q1 11Q1 13Q1 15Q1 17Q1 19Q1 21Q1 23Q1</p> <p>■ 小企業 ■ 中規模企業 ■ 小規模事業者</p> <p>(年期)</p> <p>資料:中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業基盤調査」 (注)1.業況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。 2.ここで、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模事業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。</p> <p>資料:中小企業白書 2024 第1-3-1 図「業況判断 DI の推移(企業規模別)」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として的確であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と類似の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に

			対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産06)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 17・地方税 13 (自動連動)) (法人税: 義、法人住民税: 義、法人事業税: 義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」という。）は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の2%（特例分）の損金算入が認められている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制措置の適用期限を令和10年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 第57条の5 租税特別措置法施行令第33条の2</p>
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和9年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<p>昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 協同組合連合会についても適用（積立率7%） ・無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長（積立率5%（本則2.5%）） 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長（積立率4%（本則2%）） 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長 令和4年度 3年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%（協同組合連合会 90%） 昭和53年度 72% (87%) 昭和54年度 69% (84%) 昭和55年度 66% (81%) 昭和56年度 63% (78%) 昭和57年度 60% (75%) 平成28年度 45% (60%)</p>

8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者（中小企業者）に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者（中小企業者）が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。</p> <p>※中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等（風水害等の自然災害を含む）による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業等協同組合法において、火災等共済組合等は、毎事業年度末に、責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければならない（中小企業等協同組合法第58条第5項等）。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。</p> <p>そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計（120億円）以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。</p> <p>なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置でもって、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、火災等共済組合等が異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発</p>

			展に寄与するものである。																								
10	有効性等	① 適用数	<p>適用数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本措置の対象となる火災等共済組合等に係る数値のみを抽出することができないため、火災等共済組合等からの報告値によると次のとおり。</p> <p>【適用団体数、適用額】</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用団体数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>3 団体</td> <td>8, 848</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>3 団体</td> <td>9, 350</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>3 団体</td> <td>9, 311</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度見込</td> <td>3 団体</td> <td>9, 744</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年度見込</td> <td>3 団体</td> <td>11, 091</td> </tr> <tr> <td>令和 8 年度見込</td> <td>3 团体</td> <td>11, 148</td> </tr> <tr> <td>令和 9 年度見込</td> <td>3 团体</td> <td>11, 205</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和 6 年)</p> <p>なお、本措置の適用対象団体数は 4 団体であるところ、本措置の適用がない 1 団体は、各事業年度における正味収入共済掛金の額に対する異常危険準備金の残高の割合が洗替保証率（45%）を超えてることによるものである。もっとも、当該団体においても、異常災害の発生により異常危険準備金の取崩しを行えば、適用期間中にも本措置を使用することができる。</p> <p>○適用対象団体数が 4 団体と僅少であることについて 火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に 44 団体であるが、このうち 41 団体（火災等共済組合）は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うこととしていることから、異常危険準備金の積立ては当該協同組合連合会において行っている（そのため、上記の適用団体数は 1 団体としてカウントしている）。なお、残る 3 団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立てていることから、本措置の適用対象団体となっている。</p> <p>したがって、実質的に 4 団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>		適用団体数	適用額	令和 3 年度	3 団体	8, 848	令和 4 年度	3 団体	9, 350	令和 5 年度	3 団体	9, 311	令和 6 年度見込	3 団体	9, 744	令和 7 年度見込	3 団体	11, 091	令和 8 年度見込	3 团体	11, 148	令和 9 年度見込	3 团体	11, 205
	適用団体数	適用額																									
令和 3 年度	3 団体	8, 848																									
令和 4 年度	3 団体	9, 350																									
令和 5 年度	3 団体	9, 311																									
令和 6 年度見込	3 団体	9, 744																									
令和 7 年度見込	3 団体	11, 091																									
令和 8 年度見込	3 团体	11, 148																									
令和 9 年度見込	3 团体	11, 205																									
		② 適用額	上記表のとおり。																								

	③ 減収額	<p>【減収額】</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 万円)</p> <table border="1" data-bbox="616 265 1378 579"> <thead> <tr> <th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>1, 681</td><td>118</td><td>583</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>1, 776</td><td>124</td><td>616</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>1, 769</td><td>124</td><td>614</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度見込</td><td>1, 851</td><td>130</td><td>642</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度見込</td><td>2, 107</td><td>148</td><td>731</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度見込</td><td>2, 118</td><td>148</td><td>735</td></tr> <tr> <td>令和 9 年度見込</td><td>2, 129</td><td>149</td><td>738</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額の算式は以下のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税 : 異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（19.0%） ○法人住民税 : 法人税×協同組合の税率（7.0% : 市町村分 6.0%+都道府県分 1.0%） ○法人事業税 : ①+②+③ <ul style="list-style-type: none"> ① 法人事業税（所得割）: 異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（4.9%） ② 特別法人事業税 : 法人事業税（所得割）×協同組合の税率（34.5%） ③ 法人事業税（付加価値割）: 異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（0.0%） <p>なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	令和 3 年度	1, 681	118	583	令和 4 年度	1, 776	124	616	令和 5 年度	1, 769	124	614	令和 6 年度見込	1, 851	130	642	令和 7 年度見込	2, 107	148	731	令和 8 年度見込	2, 118	148	735	令和 9 年度見込	2, 129	149	738
	法人税	法人住民税	法人事業税																															
令和 3 年度	1, 681	118	583																															
令和 4 年度	1, 776	124	616																															
令和 5 年度	1, 769	124	614																															
令和 6 年度見込	1, 851	130	642																															
令和 7 年度見込	2, 107	148	731																															
令和 8 年度見込	2, 118	148	735																															
令和 9 年度見込	2, 129	149	738																															
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>異常危険準備金の積立残高は、平成 30 年度以降の異常災害（台風、集中豪雨、雪災等）の多発により取崩しが続いたため減少の一途で、以下のとおり依然として低水準となっている。（他方で、異常災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。）</p> <p>自然災害が激甚化・頻発化する中で、異常危険準備金制度の意義は大きくなっているが、仮に平成 30 年度と同規模の異常災害が発生した場合（異常危険準備金の取崩額は 3, 378 百万円）には、一部の団体において異常危険準備金が枯渇しうる危機的状況にあり、いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>そのためにも、本措置を引き続き実施することにより、火災等共済組合等における異常危険準備金の早期積立てを促す必要がある。</p> <p>なお、令和 6~9 年度の積立残高（見込値）は、異常災害の発生による異常危険準備金の取崩し如何によるため具体的な数値の予測は困難であるが、協同組合連合会における過去 10 年の異常災害発生年度の平均損害率規模の災害が、当該期間中に 1 度発生した前提での算出とした。（ただし、取崩額の取扱いについては便宜上、各事業年度に平準化することとした。）</p>																																

			<p>【異常危険準備金の積立残高の推移】</p> <table> <tbody> <tr><td>令和 3 年度</td><td>4,907 百万円</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>4,168 百万円</td></tr> <tr><td>令和 5 年度</td><td>4,610 百万円</td></tr> <tr><td>令和 6 年度見込</td><td>4,900 百万円</td></tr> <tr><td>令和 7 年度見込</td><td>5,200 百万円</td></tr> <tr><td>令和 8 年度見込</td><td>5,550 百万円</td></tr> <tr><td>令和 9 年度見込</td><td>5,900 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 29 年度</td><td>9,515 百万円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>6,381 百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>5,409 百万円</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>5,358 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和 6 年)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>各事業年度につき正味収入共済掛金 × 4%（本措置による 2% を含む）での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。そのうち、本措置分は上記「適用額」に記載のとおりである。</p> <p>また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものである。</p> <table> <tbody> <tr><td>令和 6 年度見込</td><td>19,973 万円</td></tr> <tr><td>令和 7 年度見込</td><td>22,654 万円</td></tr> <tr><td>令和 8 年度見込</td><td>22,753 万円</td></tr> <tr><td>令和 9 年度見込</td><td>22,852 万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和 6 年)</p> <p>火災等共済組合等が異常危険準備金の積立てを積極的に行うことにより、異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発展に寄与している。</p>	令和 3 年度	4,907 百万円	令和 4 年度	4,168 百万円	令和 5 年度	4,610 百万円	令和 6 年度見込	4,900 百万円	令和 7 年度見込	5,200 百万円	令和 8 年度見込	5,550 百万円	令和 9 年度見込	5,900 百万円	平成 29 年度	9,515 百万円	平成 30 年度	6,381 百万円	令和元年度	5,409 百万円	令和 2 年度	5,358 百万円	令和 6 年度見込	19,973 万円	令和 7 年度見込	22,654 万円	令和 8 年度見込	22,753 万円	令和 9 年度見込	22,852 万円
令和 3 年度	4,907 百万円																																
令和 4 年度	4,168 百万円																																
令和 5 年度	4,610 百万円																																
令和 6 年度見込	4,900 百万円																																
令和 7 年度見込	5,200 百万円																																
令和 8 年度見込	5,550 百万円																																
令和 9 年度見込	5,900 百万円																																
平成 29 年度	9,515 百万円																																
平成 30 年度	6,381 百万円																																
令和元年度	5,409 百万円																																
令和 2 年度	5,358 百万円																																
令和 6 年度見込	19,973 万円																																
令和 7 年度見込	22,654 万円																																
令和 8 年度見込	22,753 万円																																
令和 9 年度見込	22,852 万円																																
⑤	税収減を是認する理由等		<p>本措置により、火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、共済利用者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる共済金支払原資を確保するため、異常危険準備金の積立てが促進される。</p> <p>積立てられた異常危険準備金によって、平成 30 年以降の自然災害が激甚化・頻発化している状況下においても、火災等共済組合等の共済金支払いを円滑かつ確実なものとしており、異常危険準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。また、本措置により共済金を円滑に中小企業者に支払うことは、異常災害時における税収減をカバーする等、被災した中小企業者の早期安定化に寄与とともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>																														

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>また、本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、中小企業等協同組合法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるために異常危険準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災した中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月 (R3 経産 05)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 28)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8t以上→3.5t以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し</p>

		<p>直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p> <p>令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。</p>
8	適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和 6 年 6 月 21 日）</p> <p>第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行</p> <p>1. デフレ完全脱却の実現に向けて</p> <p>企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。</p> <p>本税制措置の延長後の期限である令和8年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすこととする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績 特別償却 令和元年度:25,591件 令和2年度:22,894件 令和3年度:23,201件 令和4年度:21,339件 令和5年度:21,296件</p> <p>税額控除 令和元年度:28,339件 令和2年度:26,166件 令和3年度:28,656件 令和4年度:29,254件 令和5年度:29,196件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和6年度:21,253件 令和7年度:21,210件 令和8年度:21,168件</p> <p>税額控除 令和6年度:29,138件 令和7年度:29,080件</p>

			<p>令和 8 年度:29,022 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p><平均伸び率の算出(端数は四捨五入)></p> <p>令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5% (前年比 -0.1% ポイント) 令和 4 年 17.1% (前年比 -0.4% ポイント) 令和 5 年 17.1% (前年比 0.0% ポイント) 平均 -0.2% ポイント</p>
②	適用額		<p>○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和 2 年度:1,999 億円 令和 3 年度:1,934 億円 令和 4 年度:1,814 億円 令和 5 年度:1,810 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和 6 年度:1,806 億円 令和 7 年度:1,802 億円 令和 8 年度:1,798 億円</p> <p>税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>

		<p>③ 減収額</p>	<p>○実績</p> <p>●法人税</p> <p>特別償却</p> <p>令和元年度:367 億円</p> <p>令和 2 年度:300 億円</p> <p>令和 3 年度:315 億円</p> <p>令和 4 年度:274 億円</p> <p>令和 5 年度:273 億円</p> <p>税額控除</p> <p>令和元年度:183 億円</p> <p>令和 2 年度:163 億円</p> <p>令和 3 年度:186 億円</p> <p>令和 4 年度:189 億円</p> <p>令和 5 年度:189 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計)</p> <p>※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>●法人住民税</p> <p>特別償却</p> <p>令和元年度:47 億円</p> <p>令和 2 年度:21 億円</p> <p>令和 3 年度:22 億円</p> <p>令和 4 年度:19 億円</p> <p>令和 5 年度:19 億円</p> <p>税額控除</p> <p>令和元年度:24 億円</p> <p>令和 2 年度:11 億円</p> <p>令和 3 年度:13 億円</p> <p>令和 4 年度:13 億円</p> <p>令和 5 年度:13 億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出。</p> <p>●法人事業税</p> <p>特別償却</p> <p>令和元年度:67 億円</p> <p>令和 2 年度:58 億円</p> <p>令和 3 年度:56 億円</p> <p>令和 4 年度:52 億円</p> <p>令和 5 年度:52 億円</p> <p>※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出した数</p>
--	--	--------------	--

		<p>値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は43.2%、令和2年度以降は37%)をかけて算出した数値を合計して算出。</p> <p>○見込み ●法人税 特別償却 令和6年度:272億円 令和7年度:271億円 令和8年度:270億円</p> <p>税額控除 令和6年度:189億円 令和7年度:189億円 令和8年度:189億円 ※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和6年度:19億円 令和7年度:19億円 令和8年度:19億円</p> <p>税額控除 令和6年度:13億円 令和7年度:13億円 令和8年度:13億円 ※実績と同様に算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和6年度:52億円 令和7年度:52億円 令和8年度:52億円 ※実績と同様に算出。</p>
--	--	--

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p>
			<p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (年期) (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。</p> <p>設備投資実施割合の推移</p> <p>資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」 (年期)</p>

			<p style="text-align: center;">(DI,ポイント)</p> <p style="text-align: center;">生産・営業用設備DIの推移</p> <p style="text-align: center;">(年期)</p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</p> <p>(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。</p> <p>(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行なうべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産11)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 26) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 26)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超の法人は 7%)が選択適用できる。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業(100 億企業)の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。</p> <p>《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9</p>		
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 6 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長

		<p>(適用期間は令和 3 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長</p> <p>(適用期間は令和 5 年 3 月末まで)</p> <p>令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外</p>
8	適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的)</p> <p>第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～貢上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和 6 年 6 月 21 日)</p> <p>第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行</p> <p>1. デフレ完全脱却の実現に向けて</p> <p>企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</p> <p>第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p>

			<p>2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化</p> <p>売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M & A・グループ化等を促進する。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>労働生産性を 2020 年度比で 5% 向上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績</p> <p>特別償却</p> <p>令和元年度: 17,325 件</p> <p>令和 2 年度: 15,742 件</p> <p>令和 3 年度: 16,266 件</p> <p>令和 4 年度: 14,973 件</p> <p>令和 5 年度: 14,943 件</p> <p>税額控除</p> <p>令和元年度: 8,834 件</p> <p>令和 2 年度: 7,337 件</p> <p>令和 3 年度: 7,653 件</p> <p>令和 4 年度: 7,596 件</p> <p>令和 5 年度: 7,581 件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み</p> <p>特別償却</p> <p>令和 6 年度: 14,913 件</p> <p>令和 7 年度: 14,883 件</p> <p>令和 8 年度: 14,853 件</p> <p>税額控除</p> <p>令和 6 年度: 7,566 件</p>

			<p>令和 7 年度: 7,551 件 令和 8 年度: 7,536 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p><平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5% (前年比 -0.1% ポイント) 令和 4 年 17.1% (前年比 -0.4% ポイント) 令和 5 年 17.1% (前年比 0.0% ポイント) 平均 -0.2% ポイント</p> <p>※令和 7 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>
②	適用額		<p>○実績 特別償却 令和元年度: 5,685 億円 令和 2 年度: 4,742 億円 令和 3 年度: 4,885 億円 令和 4 年度: 5,005 億円 令和 5 年度: 4,995 億円</p> <p>税額控除 令和元年度: 139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度: 115 億円 令和 4 年度: 120 億円 令和 5 年度: 120 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和 6 年度: 4,985 億円 令和 7 年度: 4,975 億円 令和 8 年度: 4,965 億円</p> <p>税額控除 令和 6 年度: 120 億円 令和 7 年度: 120 億円 令和 8 年度: 120 億円</p>

			※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。
③	減収額		<p>○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836 億円 令和2年度:672 億円 令和3年度:799 億円 令和4年度:772 億円 令和5年度:770 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139 億円 令和2年度: 96 億円 令和3年度:115 億円 令和4年度:120 億円 令和5年度:120 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和5年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和元年度:108 億円 令和2年度: 47 億円 令和3年度: 56 億円 令和4年度: 54 億円 令和5年度: 54 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:18 億円 令和2年度: 7 億円 令和3年度: 8 億円 令和4年度: 8 億円 令和5年度: 8 億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和2年度以降は 7%)をかけて算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:546 億円 令和2年度:453 億円 令和3年度:469 億円 令和4年度:480 億円 令和5年度:480 億円</p>

※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和2年度以降は7%)をかけて算出した数値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は43.2%、令和2年度以降は37%)をかけて算出した数値を合計して算出。

○見込み

●法人税

特別償却

令和6年度:768億円

令和7年度:766億円

令和8年度:764億円

税額控除

令和6年度:120億円

令和7年度:120億円

令和8年度:120億円

※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。

●法人住民税

特別償却

令和6年度:54億円

令和7年度:54億円

令和8年度:54億円

税額控除

令和6年度:8億円

令和7年度:8億円

令和8年度:8億円

※実績と同様に算出。

●法人事業税

特別償却

令和6年度:479億円

令和7年度:477億円

令和8年度:477億円

※実績と同様に算出。

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p>(単位：百万円) 中小企業の労働生産性の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>労働生産性 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003年</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>2004年</td><td>5.15</td></tr> <tr><td>2005年</td><td>5.10</td></tr> <tr><td>2006年</td><td>5.15</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>5.10</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>5.05</td></tr> <tr><td>2009年</td><td>5.10</td></tr> <tr><td>2010年</td><td>5.15</td></tr> <tr><td>2011年</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>5.25</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>5.30</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>5.35</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>5.40</td></tr> <tr><td>2017年</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>5.40</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>5.35</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>5.30</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>5.35</td></tr> <tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>	年度	労働生産性 (百万円)	2003年	5.20	2004年	5.15	2005年	5.10	2006年	5.15	2007年	5.10	2008年	5.05	2009年	5.10	2010年	5.15	2011年	5.20	2012年	5.20	2013年	5.25	2014年	5.30	2015年	5.35	2016年	5.40	2017年	5.45	2018年	5.40	2019年	5.35	2020年	5.30	2021年	5.35	2022年度	5.43
年度	労働生産性 (百万円)																																												
2003年	5.20																																												
2004年	5.15																																												
2005年	5.10																																												
2006年	5.15																																												
2007年	5.10																																												
2008年	5.05																																												
2009年	5.10																																												
2010年	5.15																																												
2011年	5.20																																												
2012年	5.20																																												
2013年	5.25																																												
2014年	5.30																																												
2015年	5.35																																												
2016年	5.40																																												
2017年	5.45																																												
2018年	5.40																																												
2019年	5.35																																												
2020年	5.30																																												
2021年	5.35																																												
2022年度	5.43																																												
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るために設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、</p>																																										

			<p>内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4経産10)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 2 7) (法人住民税：義) (自動連動) (地方税 3 2)
		② 上記以外の税目	(事業所税：外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 対象地域：沖縄県全域</p> <p>2. 税制優遇措置</p> <p>(1) 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資税額控除 (法人税) <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合 (機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%) を法人税額から控除。 ・法人税額の 20%限度 (繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設 (各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 (宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む) ④集会施設 (宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む) ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人住民税 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する (自動連動)。 ○事業所税 <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 <p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和 7 年 3 月 31 日)を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定事業者が特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い、器具・備品を取得した場合を課税の特例措置の適用対象に追加する。 ○ 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
		<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項</p>
5	担当部局	経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館) 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長等(県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し)</p>
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2024について(令和6年6月21日閣議決定) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の产</p>

		<p>業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合した子どもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 （観光地形成促進計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 （略） （課税の特例） 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務</p>
--	--	--

		<p>大臣の確認を受けた者に限る。) が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略) (資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成やMICEの誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。</p> <p>あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。</p>
(2) 政策体系における政策目的の位置付け		<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p>
(3) 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。</p> <p>○測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 <p>○目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7年・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円

10	有効性等	① 適用数	<p>○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値）</p> <p>単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0
年度	法人税	法人住民税							
H28	0	0							

H29	1	1
H30	2	2
R1	3	3
R2	1	1
R3	1	1
R4	2	2
R5	3	3
R6	3	3
R7	5	5
R8	4	4

・法人税（H28 年度～R4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5 年度以降は推計値。

（推計方法）

R5・6 年度：H28 年度から R4 年度までの最大値を採用。

R7・8 年度：H28 年度から R4 年度までの最大値に、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により把握した、拡充による適用件数（見込）を追加して算出。

・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした）

② 適用額	○過去の適用額及び将来の適用額（推計値）		
	単位：千円		
	年度	法人税	法人住民税
	H28	0	0
	H29	2,218	286
	H30	14,557	1,878
	R1	53,088	6,849
	R2	1,066	86
	R3	27,772	1,944
	R4	17,889	1,252
	R5	35,046	2,453
	R6	35,046	2,453
	R7	339,546	23,768
	R8	39,546	2,768
・法人税（H28 年度～R4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5 年度以降は推計値。			
（推計方法）			
R5・6 年度は①のみ、R7・8 年度は以下①②の合計で算出。			
① 延長による減収額			
R2～R4 の 1 件当たりの平均減収額（11,682 千円）×各年度の適用件数（推計値）			
② 拡充による減収額			
・R7 に 2,000,000 千円を超える設備投資（1 件）を行う見込がある旨を事業者ヒアリングにより把握。			

		<ul style="list-style-type: none"> ・R7に30,000千円程度の設備投資（1件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R7の拡充による適用件数は2件、減収額は $(2,000,000+30,000) \times 0.15 = 304,500$千円 ・R8に30,000千円程度の設備投資（1件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R8の拡充による適用件数は1件、減収額は $30,000 \times 0.15 = 4,500$千円 ※控除額は取得価額×15%として算出。 ・法人住民税（H28年度～R4年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R5年度以降は推計値。 (推計方法) 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額 ×法人住民税の税率（県民税1%+市町村民税6%＝7%））。 																																				
③	減収額	<p>○過去の減収額及び将来の減収額（推計値） 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1,066</td><td>86</td></tr> <tr><td>R3</td><td>27,772</td><td>1,944</td></tr> <tr><td>R4</td><td>17,889</td><td>1,252</td></tr> <tr><td>R5</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr> <tr><td>R6</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr> <tr><td>R7</td><td>339,546</td><td>23,768</td></tr> <tr><td>R8</td><td>39,546</td><td>2,768</td></tr> </tbody> </table> <p>・法人税（H28年度～R4年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5年度以降は推計値。推計方法は「10. 有効性等」の「②適用額」を参照。</p>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	1,066	86	R3	27,772	1,944	R4	17,889	1,252	R5	35,046	2,453	R6	35,046	2,453	R7	339,546	23,768	R8	39,546	2,768
年度	法人税	法人住民税																																				
H28	0	0																																				
H29	2,218	286																																				
H30	14,557	1,878																																				
R1	53,088	6,849																																				
R2	1,066	86																																				
R3	27,772	1,944																																				
R4	17,889	1,252																																				
R5	35,046	2,453																																				
R6	35,046	2,453																																				
R7	339,546	23,768																																				
R8	39,546	2,768																																				
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況</p> <p>沖縄県への入域観光客数等については、増加傾向に転じつつある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は外国人観光客を中心に根強く残っており、当該影響から立ち直り、更なる観光産業の振興につなげるべく、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。</p> <p>【参考】入域観光客数の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和元 年度</td><td>令和2 年度</td><td>令和3 年度</td><td>令和4 年度</td><td>令和5 年度</td></tr> </table>		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																														
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																																	

国内客 (人)	6,978, 800	2,583, 600	3,274, 300	6,574, 500	7,269, 100	
外国客 (空路) (人)	1,427, 200	0	0	187,00 0	952,50 0	
外国客 (海路) (人)	1,063, 200	0	0	13,100	311,00 0	
国内客 構成割合 (%)	73.7%	100.0%	100.0%	97.0%	85.2%	
外国客 (空路) 構成割合 (%)	15.1%	0.0%	0.0%	2.8%	11.2%	
外国客 (海路) 構成割合 (%)	11.2%	0.0%	0.0%	0.2%	3.6%	

(出典)

令和元年度～令和4年度：令和4年度の観光収入【試算値】
(令和5年8月24日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課)
令和5年度：令和5年度の観光収入【試算値】(令和6年8月22日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課)

【参考】沖縄の観光の景況判断等

公表物	作成機関	景況判断等
県内金融経済概況 (令和6年6月)	日本銀行那霸支店	観光は、拡大基調にある。
地域経済動向 (令和6年2月) 沖縄	内閣府	観光は持ち直している。
管内経済情勢報告 (令和6年4月)	沖縄総合事務局財務部	〔観光〕回復しつつある。

○達成目標の実現見込み

- ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加

令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円

特定民間観光関連施設の設備投資額 単位：百万円

	R6	R7	R8
投資額	1,559	1,559	1,559

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

・民間観光関連施設の設置数

令和8年度民間観光関連施設数：304 施設

民間観光関連施設数（累計）単位：施設

	R6	R7	R8
民間観光関連施設	274	289	304
うち、特定民間観光関連施設	29	33	37
うち、宿泊施設	245	256	267

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

○所期の達成目標（令和4年度税制改正要望時）

①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度）

（考え方）

$6 \text{ 件} / 168 \text{ 施設} + 6 \text{ 件} = 3.4\%$ （令和4・5年度の投資が全て新設の場合）

$6 \text{ 件} / 168 \text{ 施設} = 3.6\%$ （令和4・5年度の投資が全て増設の場合）

※施設数は沖縄県調べによる実績。

②事業認定要件で定める基準値の達成状況

※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。

- ・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均 55%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目 0.33%）

- ・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）

○所期の達成目標の達成状況

- ① 1件／173施設=0.6%（令和5年度）
（考え方）

令和5年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全173施設）

※施設数は沖縄県調べによる実績。

（補足）

令和3年度に当評価書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたところ、結果的には3年延長となっていました、「所期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にそれが生じている。目標が未達の理由としては、コロナ禍の影響で設備投資が低迷していたところ、観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられる。詳細は「○適用実績が僅少な理由」を参照。

※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

税負担を軽減することは、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促す直接的な効果があり、その結果、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の滞在日数と消費額の増加につながることが期待される。

・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加見込

単位：百万円

	R6	R7	R8
投資額	1,559	1,559	1,559

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

		<p>また、対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進する直接的な効果がある。</p> <p>・特定民間観光関連施設数（累計）の増加見込</p> <p>単位：施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定民間観光関連施設</td><td>29</td><td>33</td><td>37</td></tr> </tbody> </table> <p>算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。</p> <p>○適用実績が僅少な理由</p> <p>令和3年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るもの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。</p> <p>しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報（7月公表）によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、コロナ禍前の令和元年度には約72億円あったものが、令和2年度には約14億円（▲8割減）と大きく落ち込み、令和3年度から令和5年度においても、約30億円と令和元年度の5割程度の低い水準で推移している。観光客数の増加などを踏まえ、観光は回復しつつあるとの調査結果が出ている（「10. 有効性等」の「④効果」を参照）が、当該結果を見て事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫宿泊施設（設備）に係る貸付実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R元年度</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>80件</td><td>53件</td><td>27件</td><td>31件</td></tr> <tr> <td>貸付額</td><td>7,249百万円</td><td>1,386百万円</td><td>3,408百万円</td><td>3,099百万円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>3,065百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要な産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。</p> <p>本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためにものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）に定める「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上（中略）等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義が</p>		R6	R7	R8	特定民間観光関連施設	29	33	37	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	件数	80件	53件	27件	31件	貸付額	7,249百万円	1,386百万円	3,408百万円	3,099百万円					3,065百万円
	R6	R7	R8																											
特定民間観光関連施設	29	33	37																											
R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																										
件数	80件	53件	27件	31件																										
貸付額	7,249百万円	1,386百万円	3,408百万円	3,099百万円																										
				3,065百万円																										

			あり、税収減を是認するものと考える。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。</p> <p>また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新增設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3内閣 08)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 義)(国税28) (法人住民税、法人事業税: 義)(自動連動)(地方税34)
		② 上記以外の税目	(事業所税: 外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの : 8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの : 15% <p>イ 法人税額の 20%が上限額 (繰越 4 年)、取得価額の上限額 20 億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入 (事業認定法人で、法人設立後 10 年間) ※ (1) との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2 に相当する面積を 5 年間控除</p> <p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p>

		<p>【その他】</p> <p>適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 ・租税特別措置法 第42条の9、第60条 ・租税特別措置施行令 第27条の9、第36条 ・租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2 ・地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号、附則第33条 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和6年8月</p> <p>分析対象期間: 平成30年度～令和8年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成14年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 <p>平成19年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 <p>(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和)</p> <p>平成24年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 <p>平成26年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ <p>(機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超)</p> <p>平成29年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>平成31年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間延長 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びинтер

		<p>ネット・エクスチェンジは廃止</p> <p>・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年度～8年度)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。</p> <p>本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋)</p> <p>強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。</p> <p>○沖縄の振興について(令和5年11月13日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋)</p> <p>情報通信関連企業の企業数については、情報通信インフラの整備・拡充や税制特例による企業誘致により、堅調に企業集積が進んでいるが、今後、商品・サービスの高付加価値化や人材の高度化など、稼ぐ力の向上に向けた施策の展開の強化が必要である。</p> <p>〈参考〉</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動</p>

			<p>であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等)</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域</p> <p>3~8項 (略)</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定)</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区的区域内において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2~4項 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向</p>
--	--	--	--

			<p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。</p> <p>このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業におけるDXの推進やAI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。</p> <p>(4) 税制上の特例措置</p> <p>沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。</p> <p>今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け		<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p>
③	達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 <p>2 測定指標(令和8年度末まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制を活用した新規立地企業の数 2社／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%／年

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																																																		
10	有効性等	① 適用数	<p>1 過去5年間の適用数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>19</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td><td>23</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>21</td><td>20</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>20</td><td>12</td><td>15</td><td>14</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和5年度は沖縄県調べ。</p> <p>※法人住民税は所得控除件数及び投資税額控除件数を合計した推計値。</p> <p>※R5年度は沖縄県調べ。</p> <p>2 今後の適用数の見込み</p> <p>令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	2	1	1	1	1	投資税額控除	19	19	13	8	23	法人住民税	21	20	14	9	24	事業税	20	12	15	14	15		令和6年度	令和7年度	令和8年度	所得控除	1	1	1	投資税額控除	16	16	16	法人住民税	17	17	17	事業税	15	15	15
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																
所得控除	2	1	1	1	1																																																
投資税額控除	19	19	13	8	23																																																
法人住民税	21	20	14	9	24																																																
事業税	20	12	15	14	15																																																
	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																		
所得控除	1	1	1																																																		
投資税額控除	16	16	16																																																		
法人住民税	17	17	17																																																		
事業税	15	15	15																																																		
		② 適用額	<p>1 過去5年間の適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>20</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>542</td><td>568</td><td>526</td><td>104</td><td>1,032</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>71</td><td>46</td><td>37</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>67</td><td>43</td><td>108</td><td>104</td><td>80</td></tr> </tbody> </table> <p>※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度までは「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)</p> <p>※法人住民税について、令和元年度から令和4年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)</p> <p>※R5年度は沖縄県調べ。</p> <p>2 今後の適用額</p> <p>令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。</p> <p>(単位:百万円)</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	20	2	3	2	2	投資税額控除	542	568	526	104	1,032	法人住民税	71	46	37	7	1	事業税	67	43	108	104	80																				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																
所得控除	20	2	3	2	2																																																
投資税額控除	542	568	526	104	1,032																																																
法人住民税	71	46	37	7	1																																																
事業税	67	43	108	104	80																																																

				令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
③	減収額	1 過去5年間の減収額	(単位:百万円)				
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		所得控除	5	1	1	1	1
		投資税額控除	542	569	526	104	1,032
		法人 住民税	0	0	0	0	0
		投資税額控除	71	46	37	7	40
		事業税	67	43	108	104	80
		合計	685	643	672	216	1,153
		※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)					
		※法人住民税の所得控除及び投資税額控除については、R1 年度から R4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)					
		※R5 年度は沖縄県調べ。					
④	効果	2 今後の減収見込み	(単位:百万円)				
		令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
		所得控除	1	1	1		
		投資税額控除	586	586	586		
		法人 住民税	0	0	0		
		投資税額控除	40	40	40		
		事業税	80	80	80		
		合計	707	707	707		
		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》					
		1 政策目的の達成状況					
		令和5年度における県内に立地した情報通信関連企業 563 社					
		令和5年度における情報通信関連企業の労働生産性上昇率 1.0%					
		2 達成目標の実現状況					
		本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。					
		【令和4年度から令和6年度における測定指標】					
		・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年					
		・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上					
			令和4年度	令和5年度			
		県内の情報通信関連企業(社)	531	563			
		情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0			
		※沖縄県調べ。					

		<p>測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。</p> <p>3 達成目標に対する将来の効果</p> <p>【令和7年度から令和8年度における測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制を活用した新規立地企業の数 2社／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%／年 <p>本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和5年度における県内の情報通信関連企業は563社と着実に増加している。また、本制度を活用した企業の労働生産性上昇率についても1%以上となっており、県内情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られている。</p> <p>4 税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由</p> <p>新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>令和3年度県民経済計算を用い、県内における情報通信関連企業による経済効果を推計したところ、情報通信関連企業の雇用によって県内の総生産を7,096百万円押し上げる効果があった。本制度による令和3年度の減収額527百万円と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業における就業者一人当たりの生産額:8,528,576円(A) ・税制を活用した立地企業の雇用者数:832人(B) ・税制を活用した立地企業による経済効果:7,096百万円 <p>※就業者一人当たりの生産額は、令和3年度県民経済計算（沖縄県企画部作成・令和6年1月19日公表）による名目別県内総生産及び経済活動別雇用者数に基づき推計。</p> <p>※税制を活用した立地企業の雇用者数については沖縄県調べ。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 11)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税29) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動:外)(地方税35)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税、外、事業所税:外))
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1)国税(アまたはイのいずれかを選択)</p> <p>ア 投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税から控除できる。 (ア)機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15% (イ)建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物付属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ 特別償却(法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を普通償却限度額(または所得税法の規定による償却費)に加え、法人税額(または所得税)から償却できる。 (ア)機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34% (イ)建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円 ・対象となる建物付属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>(2)地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) <p>イ 事業所税(那覇市のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。

		<p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月 31 日)を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。</p> <p>・その他</p> <p>適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p>
		<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</p>
5	担当部局	経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 14 年度 ・産業高度化地域の創設</p> <p>平成 19 年度 ・5 年間延長</p> <p>平成 24 年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000 万円超→500 万円超)</p> <p>平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ(500 万円超→100 万円超)</p> <p>平成 29 年度 ・2 年間延長</p> <p>令和元年度 ・2 年間延長</p> <p>令和3年度 ・1 年間延長</p> <p>令和4年度 ・3 年間延長(対象業種の追加等) ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</p>
8	適用又は延長期間	2 年延長(令和 8 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠

		<p>本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)</p> <p>第2章の5. 地方創生及び地域における社会課題への対応</p> <p>(3) 地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)</p> <p>強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。</p> <p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。)の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政</p>
--	--	--

			<p>令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>第三節 産業イノベーション促進計画等 (産業イノベーション促進計画の作成等)</p> <p>第三十五条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション(産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。)を促進するための計画(以下「産業イノベーション促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。)の区域</p> <p>三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>四 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果</p> <p>五 第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項</p> <p>3~7 (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)</p> <p>第三十五条の三 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置(以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。)を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2~10 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十六条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置</p>
--	--	--	--

		<p>法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(令和4年5月10日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>本基本方針及び沖縄県が定める沖縄振興計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むこととする。</p> <p>(1)沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する 地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。</p> <p>また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4)産業イノベーションの推進</p> <p>沖縄は、広大な海域を始め豊かな地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する大きなポテンシャルを有している。他方で、地理的不利性等の影響により製造業の構成比が小さく、一人当たり県民所得や生産性が低いなど、様々な課題を抱えている。</p> <p>このため、外から稼げる収益力の高い企業の誘致・育成、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興、産学官金の連携強化、デジタル技術の活用や脱炭素化等を通じ、沖縄の特性を踏まえた新たな産業の創出・発展を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や地域ブランドの強化、海外市場での県産品の販路拡大等を進めることにより、個々の民間事業者にとどまらない地域全体のイノベーションの促進を目指す。</p> <p>Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項</p> <p>1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール)</p> <p>(4)税制上の特例措置</p> <p>沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。</p>
--	--	--

			今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 (略)																		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																		
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【達成目標】 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 2,068 百万円増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度: 1,034 百万円 ・令和 8 年度: 1,034 百万円 <p>→累計 2,068 百万円</p> <p>※当該達成目標は、沖縄県調査により過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。</p> <p>なお、脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合、本特例措置を活用した事業における温室効果ガスは排出量を令和 5 年度までに平成 30 年度比で 8.4% 削減すると設定見込みであったが租税特別措置が認められなかったことから達成目標として設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利活用など「産業イノベーション」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。</p> <p>達成目標としている粗付加価値額の増加を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築の実現に寄与するものである。</p>																		
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去 5 年間の適用件数実績</p> <p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)</p>		R1	R2	R3	R4	R5	投資税額控除	21	25	13	16	20	特別償却	5	6	4	0	1
	R1	R2	R3	R4	R5																
投資税額控除	21	25	13	16	20																
特別償却	5	6	4	0	1																

		<p>※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和 6 年度は、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。また、令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」(参照))</p>																																																												
②	適用額	<p>1. 過去5年間の適用額実績</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td><td>332</td><td>135</td><td>42</td><td>84</td><td>124</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>25</td><td>233</td><td>107</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>46</td><td>42</td><td>5</td><td>6</td><td>-</td></tr> <tr> <td>事業税(地方 法人特別税を 含む)</td><td>10</td><td>17</td><td>9</td><td>0</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」(総務省)</p> <p>※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。</p> <p>※統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載</p> <p><措置実施計画の認定件数(令和元年度～令和 5 年度)></p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td><td>34</td><td>36</td><td>35</td><td>19</td><td>46</td></tr> <tr> <td>電気業</td><td>24</td><td>30</td><td>22</td><td>17</td><td>17</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>62</td><td>72</td><td>64</td><td>39</td><td>66</td></tr> </tbody> </table> <p>(出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」</p> <p><令和 5 年度認定事業者の設備投資状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 5,466 百万円(46 件)→1 件あたり約 119 百万円 ・電気業 16,718 百万円(17 件)→1 件あたり約 983 百万円 <p>(出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」</p> <p>2. 今後の適用見込み</p> <p>令和 6 年度は、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。また令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>		R1	R2	R3	R4	R5	投資税額控除	332	135	42	84	124	特別償却	25	233	107	0	2	法人住民税	46	42	5	6	-	事業税(地方 法人特別税を 含む)	10	17	9	0	-		R1	R2	R3	R4	R5	製造業	34	36	35	19	46	電気業	24	30	22	17	17	上記以外	4	6	7	3	3	合計	62	72	64	39	66
	R1	R2	R3	R4	R5																																																									
投資税額控除	332	135	42	84	124																																																									
特別償却	25	233	107	0	2																																																									
法人住民税	46	42	5	6	-																																																									
事業税(地方 法人特別税を 含む)	10	17	9	0	-																																																									
	R1	R2	R3	R4	R5																																																									
製造業	34	36	35	19	46																																																									
電気業	24	30	22	17	17																																																									
上記以外	4	6	7	3	3																																																									
合計	62	72	64	39	66																																																									

		<p>1. 過去 5 年間の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">投資税額控除</td> <td>332</td> <td>135</td> <td>42</td> <td>84</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別償却</td> <td>25</td> <td>55</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人 住民 税</td> <td>投資 税額 控除</td> <td>43</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>特別 償却</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業税(地方法 人特別税を含 む)</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>412</td> <td>396</td> <td>167</td> <td>90</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資税額控除及び特別償却について、令和元年から令和 4 年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算出。令和 5 年度は、沖縄県調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、令和元年度以降 23.2%として試算。</p> <p>※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和 4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)</p> <p>※令和 5 年度の法人住民税は国税の減収額に税率 7%を乗じて算出。</p> <p>※令和 5 年度の事業税は特別償却の適用額に税率 6.47%を乗じて算出。</p> <p>2. 今後の減収額の見込み</p> <p>また、令和 6 年度・令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 12 百万円(投資税額控除 11 百万円、特別償却 1 百万円)、事業税 1 百万円の減収を見込む。</p> <p>(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)</p> <p>(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額)</p> <p>(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額)</p>			R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)	投資税額控除		332	135	42	84	124	特別償却		25	55	25	0	2	法人 住民 税	投資 税額 控除	43	11	3	6	9	特別 償却	3	3	7	0	0	事業税(地方法 人特別税を含 む)		10	14	8	0	0	合 計		412	396	167	90	135
		R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)																																												
投資税額控除		332	135	42	84	124																																												
特別償却		25	55	25	0	2																																												
法人 住民 税	投資 税額 控除	43	11	3	6	9																																												
	特別 償却	3	3	7	0	0																																												
事業税(地方法 人特別税を含 む)		10	14	8	0	0																																												
合 計		412	396	167	90	135																																												
<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度 ▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計▲1,883 百万円となった。</p> <p>(出所) 沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 社)、R5 認定事業者(27 社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置法等の直接的効果》</p>																																																		

沖縄県の調査では、本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計値は▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円の実現には至っていない。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額(達成目標)	1,363	1,363	2,726
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額(実績)	▲55,385	53,502	▲1,883

(出所)沖縄県の調査 (R4認定事業者(13者)、R5認定事業者(27社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

平成24年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

また、当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和4年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和5年5月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成28年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成27年度まで本制度を活用していた事業者が、平成28年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

実績・見込み (単位:社、百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者数(指標)	60	70	82	—	—	—
活用事業者数(実績)	26	31	17	16	21	—
活用事	—	—	—	—	—	22

業者数 (見込)						
設備投資額 (指標)	23,463	27,373	32,066	—	—	—
設備投資額 (実績)	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	11,569

※R1 年度から R3 年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4 年度から R6 年度は試算がなく「-」とした。

※活用事業者数(実績)は、R1 年度から R4 年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度沖縄県調査より

※R6 年度活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より

※R6 設備投資額(見込)は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 525 百万円に R6 年度活用事業者数(見込)22 件を乗じて算出

なお、本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。

＜令和 6 年度以降の達成見込み＞

本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 3,102 百万円増加させる。

- ・令和 6 年度 : 1,034 百万円
- ・令和 7 年度 : 1,034 百万円
- ・令和 8 年度 : 1,034 百万円

→累計 3,102 百万円

※当該達成目標は、沖縄県調査により平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響

を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間要すること、令和5年5月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計	平均/者
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額(達成目標)	1,363	1,363	2,726	47
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額(実績)	▲55,385	53,502	▲1,883	▲47

(出所)計画認定を受けた先の付加価値額の増加額

沖縄県の調査 (R4認定事業者(13者)、R5認定事業者(27社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

○制度が延長できない場合の影響

沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査」によると、事業者においては、新たな設備投資により、生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。

本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。

○特別償却の適用実績が僅少な理由

本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。

過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状況等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かつたものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できることから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する

			設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択適用を継続することが必要であると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術等の向上や地域資源を活用した新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近5年間(令和元年度から令和5年度)で、本特例措置を活用して年平均117億円の設備投資が実施されている。</p> <p>本特例制度が係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられ、加えて、足元、コロナ禍を経て回復しつつある企業の設備投資意欲に対するインセンティブとして必要性を増しているところである。</p> <p>この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業等の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し、依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構造の実現を目指すこととしている。</p> <p>以上より、本特例措置は税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものである。</p> <p>これらの制度は、活用する事業者に対して、効果的にインセンティブを与え設備投資を促す手段となっている。特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができることから税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最低限の措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県は、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)等を活用して产学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県の経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域</p>

			<p>及び経済金融活性化特区があるが、これらの制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域経済のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性		本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3内閣10)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税30) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税33)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税((1)～(3)は選択制)(県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ)</p> <p>(1)所得控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間)</p> <p>(2)投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% <p>イ 法人税額の 20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3)特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100 万円を超える機械及び装置 50% ・1,000 万円を超える建物等 25% <p>イ 取得価額の上限額 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4)貿易手続きの簡素化(関税)</p>

	<p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p> <p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>
	<p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>1 拡充・延長要望</p> <p>課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区(南風原町・八重瀬町の一部)を追加し、その他必要な措置を講じる。</p> <p>2 その他</p> <p>適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p>
	<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第50条、第51条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、 ・租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 ・地方税法 第6条、第23条第1項第3号、第51条第2項、第72条第1項第3号、第72条の12第3号、第72条の23第1号、第292条第1項第3号、第313条第2項、附則第33条、 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8

5	担当部局		経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和1年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 10 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 <p>平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 <p>平成 19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 <p>平成 24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等) <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 延長 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 延長 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象地域の追加等) ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		2年間(令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業(MRO)等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について(令和6年6月 21 日閣議決定)</p> <p>個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合した子どもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) (目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄</p>

の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中心とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であつて政令で定めるものをいう。

(国際物流拠点産業集積計画の作成等)

第四十一条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域

三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

四 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果

五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

3~7項 (略)

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業を当該区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。2~5項 (略)

(課税の特例)

第五十条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従つて国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従つて実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資する

		<p>ものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 認定法人(当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。</p> <p>また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <p>沖縄の国際物流拠点産業は、アジアや他の都道府県との競争が進む一方、国際物流ハブ機能を持つ那覇空港における第二滑走路の増設を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備や、海外との物流ネットワークの形成等に伴い、域外への事業展開を可能とする環境の整備が図られてきている。</p> <p>こうした状況も踏まえ、国際物流拠点産業の一層の集積を図るとともに、デジタル技術を活用した物流の効率化・迅速化や、特産物の海外輸出など他産業との連携による高付加価値化を図る。</p> <p>IV 沖縄振興の推進に関する事項</p>
--	--	--

			<p>1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール)</p> <p>(4) 税制上の特例措置</p> <p>沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。</p> <p>今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)</p>																																													
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p>																																													
	③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <p>令和8年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。 <p>※年平均で 24 社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算</p> <p>2. 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けられている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																																													
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用実績件数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国税</td> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>47</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>59</td> <td>40</td> <td>31</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方</td> <td>法人住民税</td> <td>59</td> <td>40</td> <td>31</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>		項目	R1	R2	R3	R4	R5	国税	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15	地方	法人住民税	59	40	31	17	15	事業税	30	35	34	36	37
	項目	R1	R2	R3	R4	R5																																										
国税	所得控除	3	1	1	3	2																																										
	投資税額控除	47	36	27	12	8																																										
	特別償却	9	3	3	2	5																																										
	計	59	40	31	17	15																																										
地方	法人住民税	59	40	31	17	15																																										
	事業税	30	35	34	36	37																																										

		計	89	75	65	53	52
--	--	---	----	----	----	----	----

※国税について、令和1年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※令和5年度の国税については、沖縄県調査。

※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、沖縄県調査。

2. 今後の適用件数見込み

令和6年度は、所得控除2件、投資税額控除30件、特別償却5件を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除2件、投資税額控除33件、特別償却5件の適用を見込む。

(算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)

②	適用額	1. 過去5年間の適用額実績						
		(単位:百万円)						
		項目	R1	R2	R3	R4	R5	
		国税	所得控除	182	134	74	173	183
			投資税額控除	214	158	170	52	310
		地方	特別償却	879	23	41	15	306
			法人住民税	59	15	13	6	30
			事業税	85	13	6	14	34
		※国税について、令和1年度からは令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。						
		※令和5年度の国税については、沖縄県調査。						
		※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、令和1年度から令和5年度は沖縄県調査。						
		2. 今後の適用額見込み						
		令和6年度は、所得控除149百万円、投資税額控除209百万円、特別償却288百万円の適用を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除149百万円、投資税額控除226百万円、特別償却288百万円の適用を見込む。(算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)						
③	減収額	1. 過去5年間の減収額実績						
		(単位:百万円)						
		項目	R1	R2	R3	R4	R5	
		国税	所得控除	42	31	17	40	42
			投資税額控除	214	158	170	52	310
		地方税	特別償却	204	5	9	3	71
			法人住民税 (所得控除分)	5	2	1	2	2

法人住民税 (投資税額控除分)	27	12	11	3	21
法人住民税 (特別償却分)	26	1	1	1	4
事業税 (所得控除分)	16	11	3	12	12
事業税 (特別償却分)	69	2	3	1	20

※国税の令和1年度～令和5年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

※地方税について、令和1年度から令和4年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

※令和5年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。
(特別償却分は、1百万円に満たないため1百万円とする)

※令和5年度の事業税は、国税の適用額に税率6.47%乗じて算定。

2. 今後の減収見込み

(単位:百万円)

	項目	R6	R7	R8
国税	所得控除	34	34	34
	投資税額控除	209	223	229
	特別償却	66	66	66
地方税	法人住民税 (所得控除分)	2	2	2
	法人住民税 (投資税額控除分)	14	15	16
	法人住民税 (特別償却分)	4	4	4
	事業税 (所得控除分)	9	9	9
	事業税 (特別償却分)	18	18	18

※算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>令和5年度における立地企業数 265 社</p> <p>令和5年度における新規立地企業数 22 社</p> <p>2. 達成目標の実現状況</p> <p>国際物流拠点産業集積地域内における立地企業数は順調に増加しており、政策目的である新規立地企業数の増加による企業集積は進んでいるものの、本特例措置を活用して立地した企業数は、目標数に未達であった。</p> <p>(達成目標)</p> <p>① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位:社)</p> <table border="1" data-bbox="616 676 1367 770"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>223</td><td>196</td><td>251</td><td>263</td><td>265</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>② ①のうち新規立地企業数 (単位:社)</p> <table border="1" data-bbox="616 878 1367 972"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td><td>20</td><td>65</td><td>15</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位:社)</p> <table border="1" data-bbox="616 1080 1367 1174"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>3. 達成目標に対する将来の効果</p> <p>当該地域への進出を検討している企業において、本特例措置がインセンティブとなり、制度活用を前提として当該地域に進出することで、新規立地企業数が増加することによって、国際物流拠点産業の企業数が増加し、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うことが可能である。</p> <p>(達成目標)</p> <p>① 国際物流拠点集積地域における立地企業数見込み (単位:社)</p> <table border="1" data-bbox="647 1612 1097 1706"> <thead> <tr> <th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>279</td><td>288</td><td>304</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>② ①のうち新規立地企業数 (単位:社)</p> <table border="1" data-bbox="647 1855 1097 1949"> <thead> <tr> <th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td><td>29</td><td>29</td></tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p>	R1	R2	R3	R4	R5	223	196	251	263	265	R1	R2	R3	R4	R5	44	20	65	15	22	R1	R2	R3	R4	R5	2	0	2	1	1	R6	R7	R8	279	288	304	R6	R7	R8	22	29	29
R1	R2	R3	R4	R5																																								
223	196	251	263	265																																								
R1	R2	R3	R4	R5																																								
44	20	65	15	22																																								
R1	R2	R3	R4	R5																																								
2	0	2	1	1																																								
R6	R7	R8																																										
279	288	304																																										
R6	R7	R8																																										
22	29	29																																										

③ ②のうち本特例措置活用企業数

(単位:社)

R6	R7	R8
3	3	4

※算定根拠は別紙「目標設定資料」参照

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和1年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、かつ毎年一定数の企業(年平均で約32社)が本特例措置を活用している。令和5年8月に実施した企業誘致セミナーにおけるアンケート結果によると、立地を検討するうえで必要な支援として税制特例措置への関心が高く、実際に新規立地した企業からは、税制特例措置があることで進出を決めたとの声がある。したがって本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。

なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。

今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。

引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。

(測定指標)

・本制度を活用した企業数の増加

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み (単位:社)

項目	R4	R5
①新規立地企業数(指標)	19	19
①新規立地企業数(実績)	15	22
②①のうち特例措置を活用する企業数(指標)	7	7
②①のうち特例措置を活用する企業数(実績)	1	1

別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長

等」参照。

参考指標1

(単位:社)

項目	R4	R5
①立地企業数(指標)	281	300
①立地企業数(実績)	263	265
②①のうち特例措置を活用する企業数(指標)	53	58
②①のうち特例措置を活用する企業数(実績)	39	40

別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

参考指標2

(単位:百万円)

項目	R4	R5
域外出荷額(指標)	32,936	36,301
域外出荷額(実績)	34,472	36,352

別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。

しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来たし、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくることが懸念される。

4. 適用実績が僅少な理由

(1)所得控除

所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者は各種要件が定められている特定国際物流拠点事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。

しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。

(2)特別償却

特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。

本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却は事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことを可能となる特例措置である。このように赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり、ひいては、企業の業績形態や

		経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けられている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。</p> <p>本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収減を是認する効果があると言える。</p>
11 相当性	① 税特例措置等によるべき妥当性等	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・主務大臣の確認申請等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)は、物流量の増加施</p>

			策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積(企業の誘致)を図る本税制とは役割が異なる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 11)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充								
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税 23 (不動産取得税:外)								
② 上記以外の税目		—									
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】								
4	内容		<p>《現行制度の概要》 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</td> <td>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</td> </tr> <tr> <td>土地、住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》 本措置の活用にあたり必要な経営力向上計画の認定要件のうち、年齢要件等及びグループ内再編不可要件の廃止を講じる。</p> <p>《関係条項》 地方税法附則第 11 条第 13 項、地方税法施行令第 7 条第 24 項</p>		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課								
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 7 年度								
7	創設年度及び改正経緯		平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年延長 令和 4 年度 2 年延長 令和 6 年度 2 年延長								
8	適用又は延長期間		令和 7 年度末まで								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者が事業継続できるよう、第三者への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。								
《政策目的の根拠》 令和 6 年度税制改正において、グループ化を集中的に後押しするため、中小企業事業再編投資損失準備金が拡充された。一方、本措置の拡充要望内容は、グループ化後の PMI(M&A 後の経営統合)の一環としてグループ効率化のための事業再編にあたって必要な措置であり、グループ化する際の株式取得を促進する取組と、PMI を促進するための税制措置を通じて、グループ化の取組をより一層後押ししていく必要がある。このため、本措置の拡充が必要である。											

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 令和6年度税制改正において、グループ化を集中的に後押しするため、中小企業事業再編投資損失準備金が拡充された。一方、本措置の拡充要望内容は、グループ化後のPMI(M&A後の経営統合)の一環としてグループ効率化のための事業再編にあたって必要な措置であり、グループ化する際の株式取得を促進する取組と、PMIを促進するための税制措置を通じて、グループ化の取組をより一層後押ししていく必要がある。このため、本措置の拡充が必要である。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>令和3年度 5件(実績) 令和4年度 1件(実績) 令和5年度 3件(推計) 令和6年度 36件(推計) 令和7年度 56件(推計)</p> <p>※令和3年度、令和4年度認定実績等を基に推計</p>
		② 適用額	<p>令和3年度 5百万円(推計) 令和4年度 3百万円(推計) 令和5年度 4百万円(推計) 令和6年度 54百万円(推計) 令和7年度 89百万円(推計)</p> <p>※令和3年度、令和4年度認定実績等を基に推計</p>
		③ 減収額	適用額に同じ
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 帝国データバンクの調査(全国企業「休廃業・解散」動向調査(2023))によると、2023年度の黒字廃業割合は51.9%となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継やグループ化の取組に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継やグループ化の取組を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながることとなる。</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継やグループ化という政策目標を達成するには、中小企業・小規模事業者の全てに政策効果が行き渡り得る税制による措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、事業承継・事業引継ぎ推進事業等の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継、グループ化の取組への全般の支援が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業承継にあたり、親族以外に事業承継(事業譲渡やM&A、グループ化など)し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような事業承継、グループ化の取組をより一層後押しするため、本税制措置の拡充は地方公共団体にとっても重要。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税 8 (固定資産税:外)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業について、 ・計画中に賃上げ表明※1に関する記載なし: 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※1に関する記載あり: 以下の期間、課税標準を1／3に軽減 　①令和 6 年 3 月末までに設備取得: 5 年間 　②令和 7 年 3 月末までに設備取得: 4 年間 ※1 雇用者全体の給与が 1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。</p> <p>《要望の内容》 拡充(※2)及び適用期限の 2 年間延長を行う。 ※2 計画中に賃上げ表明※1に関する記載ありの場合、令和9年3月末までに設備取得で5年間課税標準を1／3に軽減する。</p> <p>《関係条項》 地方税法附則第 15 条第 44 項、地方税法施行令附則第 11 条第 47 項、第 48 項、第 49 項、地方税法施行規則附則第 6 条第 92 項</p>
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 5 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和 5 年度 創設
8	適用又は延長期間		令和 8 年度末まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上や賃上げを促進し、我が国経済全体の発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業を取り巻く経営環境はコロナ禍からの回復期にあり、一部好転の兆しもあるが、人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、</p>

		<p>その価格転嫁の難しさが重荷となっている。こうした引き続き厳しい状況にあっても経済の好循環を実現するためには、中小企業全体における生産性向上や賃上げが最重要課題であり、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。</p> <p>加えて、持続的な賃上げを実現するための原資の確保に向けては、中小企業の生産性向上・成長を後押しするための政策支援が今まで以上に重要性が高まっている。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～】抜粋</p> <p>第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行</p> <p>1. デフレ完全脱却の実現に向けて</p> <p>岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。</p> <p>現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。</p> <p>新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。</p>
(2) 政策体系における政策目的の位置付け		7. 中小企業の発展
	(3) 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力の維持等の観点から、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であり、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、労働生産性を2020年度比で5%向上を目標とする。</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	令和 5 年度:11,120 件 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和 6 年度:11,120 件 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和 7 年度:11,120 件 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和 8 年度:11,120 件 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。
		② 適用額	令和 5 年度:0 円 ※令和 5 年度の設備投資分においては固定資産税の税負担なしのため、適用額は 0 円 令和 6 年度:6,320 億円 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定実績より推計 令和 7 年度:13,446 億円 令和 8 年度:16,997 億円
		③ 減収額	令和 5 年度:0 円 ※令和 5 年度の設備投資分においては固定資産税の税負担なしのため、適用額は 0 円 令和 6 年度:50 億円 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定実績より推計 令和 7 年度:106 億円 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定実績より推計 令和 8 年度:134 億円 ※令和 5 年度先端設備等導入計画の認定実績より推計
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和 5 年度における中小企業者等の労働生産性は 2020 年度比で 4.4% 向上となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、コロナ禍の影響からの回復期であり、一部好転の兆しもあるが、人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっており、未だコロナ禍前の水準まで持ち直した状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層高まっている。このため、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を引き続き促していくための支援が必要な状況。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等(機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているため、妥当性が認められる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は即時償却又は10%の税額控除を選択適用(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)できることとされている。 中小企業の設備投資を後押しするためには、国税、地方税の両面から後押ししていくことが重要。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)(地方税 27)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>燃料電池自動車等に水素を充てんするための設備であって、一定の取得価格以上で新たに取得されたものについて、最初の3年度分、固定資産税の課税標準を価格に一定の特例率を乗じた額とする。</p> <p>○取得価格 1 億 5,000 万円以上 5 億円未満の設備の固定資産税の課税標準を価格の 5/6 の額とする。</p> <p>○取得価格 5 億円以上の設備の固定資産税の課税標準を価格の 1/2 の額とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>○適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第 349 条の 2、地方税法附則第 15 条第 7 項、同法施行令附則第 11 条第 9 項、同法施行令附則第 11 条第 10 項、同法施行規則附則第 6 条第 26 項</p>
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和6年9月</p> <p>分析対象期間: 令和3年度～令和 8 年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年度 創設 ・平成 11 年度 延長 ・平成 13 年度 延長 ・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成 17 年度 延長 ・平成 19 年度 延長 ・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充 ・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外 平成 25 年度 一部見直し(水素充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から 1 億 5,000 万円に引き上げ)のうえで延長 ・平成 27 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から 4,000 万円に引き上げ)のうえで延長 ・平成 29 年度 一部見直し(対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加)のうえで延長 ・平成 31 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準を 2/3 から 3/4 に変更)のうえで延長 ・令和 3 年度 延長

			・令和5年度 一部見直し(水素充てん設備の課税標準を取得価格が1億5,000万円以上5億円未満の設備は5/6、5億円以上の設備は1/2)のうえで延長
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>運輸部門は我が国のCO₂排出量の約2割を占め、カーボンニュートラルに向けて取組を加速すべき最重要分野の一つであり、クリーンエネルギー自動車の普及促進は重要。特に、電気自動車に比べて航続距離が長く、水素の充填時間が短いという強みを有する燃料電池自動車(FCV)は商用車分野での普及拡大が期待されている。「第6次エネルギー基本計画」(令和3年10月閣議決定)では、乗用車について、2035年までに新車販売で電動車100%の実現、商用車についても、8t以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%の実現、8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目標に掲げており、電動車普及のために水素ステーションの導入を促進するとしている。</p> <p>加えて水素産業戦略の観点からも、我が国が技術的な強みを持つ「燃料電池」において、世界市場の獲得を見据え、国際競争力をさらに強化していくためにも、基盤となる国内での燃料電池自動車の普及拡大が極めて重要。水素社会実現に向けた国家戦略である「水素基本戦略」(令和5年6月6日改定・閣僚会議決定)においても、モビリティにおける水素需要量の拡大に向け、様々な活用シーンを想定した水素ステーションの大規模化、マルチユース化などを進めながら、需給一体での整備推進をしていくこととしている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。 ・バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。 <p>○第六次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現。 ・商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指す。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指す。 <p>○水素基本戦略(令和5年6月6日改定・閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FCVの普及と水素ステーション整備の両輪で支援してきたが、今後は乗用車に加え、より多くの水素需要が見込まれFCVの利点が發揮されやすい商用車に対する支援を重点化していく。 ・モビリティ分野で2030年までに水素消費量8万トン/年程度の普及を目指す。 ・水素ステーションについては、2030年までに1,000基程度の整備目

			標の確実な実現を目指す。														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定) 第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現 3. 水素ステーションの整備 燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。															
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○モビリティ分野において、2030年までに水素消費量8万トン/年程度の普及、2030年までに水素ステーション1,000基程度の確実な実現を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○水素ステーションの整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の投資が促進される。 ○水素ステーション整備の加速に伴い、FCVといった電動車の普及を図ることが可能。 ○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現に寄与。															
10	有効性等	① 適用数	(百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>42</td><td>53</td><td>50</td><td>34</td><td>20</td><td>24</td></tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 水素ステーションの設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p>	年度区分	令和3	4	5	6	7	8	適用件数	42	53	50	34	20	24
年度区分	令和3	4	5	6	7	8											
適用件数	42	53	50	34	20	24											
		② 適用額	(百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>14,215</td><td>15,138</td><td>12,284</td><td>8,134</td><td>8,383</td><td>12,673</td></tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p>	年度区分	令和3	4	5	6	7	8	適用額	14,215	15,138	12,284	8,134	8,383	12,673
年度区分	令和3	4	5	6	7	8											
適用額	14,215	15,138	12,284	8,134	8,383	12,673											
		② 減収額	(百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td><td>51.5</td><td>54.2</td><td>43.3</td><td>29.4</td><td>42.8</td><td>73.8</td></tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p>	年度区分	令和3	4	5	6	7	8	固定資産税	51.5	54.2	43.3	29.4	42.8	73.8
年度区分	令和3	4	5	6	7	8											
固定資産税	51.5	54.2	43.3	29.4	42.8	73.8											

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○令和 5 年度末で FCV は、乗用車約 8,300 台、FC バス約 160 台、小型トラック約 110 台が普及</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○水素ステーションは、令和 5 年度末で 170 頃所整備(整備中含む。)</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>○燃料供給設備の整備が進展することにより、クリーンエネルギー自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO₂ 排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。</p> <p>○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>水素ステーションは燃料電池自動車にとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件(一定金額以上の設備投資を対象)を満たす設備を取得するすべての者を対象とする税制上の措置を設けることは妥当である。</p> <p>2014 年から商業販売が開始された FCV 乗用車は既に約 8,300 台が普及しているのに加え、今後商用車分野において急速に普及が進むことが予想され、2023 年の小型トラックの商業販売に続き、2025 年度以降大型トラックの市場投入が予定されている。車両の普及に向け、特に商用車への対応が可能な大型の水素ステーションの整備加速が必要であり、乗用車向けの水素ステーションよりも高い特例率を設定する制度設計としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>OFCV は従来車に比べ高額であることからも短期間での普及は困難であり、水素ステーションを設置する事業者においても、一般的な SS(サービスステーション)と比較して維持費用は非常に高額である。加えて、設置当初の稼働率が低く、コスト低減に向けた技術開発に一定の期間を要することから当面収益性が低い。上記補助金により、整備にかかる初期費用に加え、運営にかかる費用の一部を直接的に補助し、さらに本特例措置により、設置者の維持費用を軽減することで FCV の普及促進のために必要な水素ステーションの先行整備が可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>○カーボンニュートラルに向けた CO₂ 削減は、地域を問わず取り組んで行くべき課題。</p> <p>○燃料供給設備はクリーンエネルギー自動車に必要不可欠なものであり、全国に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、クリーンエネルギー自動車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 9 月

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税(地方税 10)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 託送料金により回収され原子力事業者に払い渡される賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、二重課税回避のため、一般送配電事業者・配電事業者の課税標準から控除する。(令和6年度末まで)</p> <p>《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》 地方税法 附則第9条第21項 地方税法施行規則 第2条の9 等</p>
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和6年8月
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度 新設要望。 平成30年度 創設。 令和2年度以降に開始する事業年度から適用開始。
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福島事故前に確保されておくべきであった賠償への備えとしての「賠償負担金」及び円滑な廃炉を促す環境を整備する観点からの「廃炉円滑化負担金」を、これまで原子力の電気を広く需要家が利用していた実態等を勘案して、託送料金での回収を可能とした制度措置を実施しているところ。当該制度の下では、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送料金を通じて一般送配電事業者が回収した後、原子力発電事業者に払い渡されることとなるが、現状、電気供給業の課税標準は収入金額となっているため、電力システム改革により一般送配電事業者が法的分離されている中においては、二重課税が発生する構造となっている。そのため、法的分離の下でも、二重課税を回避しつつ、引き続き円滑に公益的課題に要する費用の払い渡しを実施するため、租税特別措置が必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について(平成28年12月閣議決定)において、「被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直</p>

			<p>し等の制度整備を行う。」とされている。</p> <p>また、「エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)」で示されている原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、円滑な廃炉を促すために原子力発電所の廃炉に伴って一括して生じる費用を分割計上する費用として託送料金の一部としての回収を可能としている。かかる公益的な課題に要する費用の払い渡しについては、今般要望する租税特別措置の延長期間にも継続するものであり、法的分離が実施された中においても、引き続き円滑に実施していくことは重要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させている。</p>
10	有効性等	① 適用数	9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）
		② 適用額	<p>2020年度は約352億円</p> <p>2021年度は約1,013億円</p> <p>2022年度は約884億円</p> <p>2023年度は約1,091億円</p>
		③ 減収額	<p>2020年度は約5億円</p> <p>2021年度は約11億円</p> <p>2022年度は約13億円</p> <p>2023年度は約14億円</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>—</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税回避のため、追加的負担を回避する本措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である公益的課題に要する費用の払い渡しを円滑に実施するためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税: 義(地方税 11)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第4号</p>		
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和2~9年度
7	創設年度及び改正経緯		平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度、令和3年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間		3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
			《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)」 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 （11）エネルギー・システム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組 ②ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。</p>																									
10	有効性等	① 適用数	<p>令和2年度:109社、令和3年度:108社、令和4年度:104社、令和5年度:107社、令和6~9年度:106社 なお、令和2~5年度については実績値であり、令和6~9年度については過去の実績を踏まえて算出した推計値である。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)</p>																									
		② 適用額	<p>適用額(百万円)=控除託送料金(百万円) 令和2年度:89,107、令和3年度:99,684、令和4年度:96,941、令和5年度:95,303、令和6年度:88,159、令和7年度:81,852、令和8年度:76,148、令和9年度:70,495 ※令和2~5年度は実績、令和6年度~9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)</p>																									
		③ 減収額	<p>減収額(百万円)=控除託送料金(百万円)×税率 令和2年度:1,158、令和3年度:1,296、令和4年度:1,260、令和5年度:1,239、令和6年度:1,146、令和7年度:1,064、令和8年度:990、令和9年度:916 ※令和2~5年度は実績、令和6年度~9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)</p>																									
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">新規参入者による託送量(実績) (単位:千m³)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>託送量</td> <td>4,201</td> <td>4,581</td> <td>5,295</td> <td>5,744</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>託送量</td> <td>6,904</td> <td>6,588</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>新規参入者による託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況)</p> <p>収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間で課税方式に差異があるため、同じガス市場において異なる条件での競争が生じることとなるが、本特例措置により、両者間の税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保することができる。</p>	新規参入者による託送量(実績) (単位:千m ³)					年度	H29	H30	R1	R2	託送量	4,201	4,581	5,295	5,744	年度	R4	R5			託送量	6,904	6,588		
新規参入者による託送量(実績) (単位:千m ³)																												
年度	H29	H30	R1	R2																								
託送量	4,201	4,581	5,295	5,744																								
年度	R4	R5																										
託送量	6,904	6,588																										

		⑤ 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。 なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。 自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者(一般ガス導管事業者等)に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。 したがって、事業者の事業機会が損なわれることがないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場における公平な競争環境を整備することによって、事業者の収入の安定化にもつながり、地方の税収の一定程度の確保にも資することになる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 経産09)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		令和2年七月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置税制の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)(地方税25)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずる。</p>
			<p>《要望の内容》</p> <p>令和2年7月豪雨においては、災害発生から4年を経過する年の3月31日までの期間について、2年間適用期限の延長を行い、令和9年3月31日までとする。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>地方税法第349条の3の4</p> <p>地方税法施行令第52条の13の2</p>
5	担当部局		経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期:令和6年8月</p> <p>分析対象期間:令和3年度～令和8年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		令和7年度 拡充(2年間)
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を支援する。</p> <p>被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が、当該償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は当該償却資産を改良した場合における当該取得等された償却資産については、当該取得等後4年度分固定資産税を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。</p> <p>しかし、新型コロナウイルスや人手不足の影響による公共工事の遅れのため、令和7年度以降も償却資産を失った被災者が未だ事業再開が出来ない場合や事業の一部を再開したものの、被災前の状況に戻っていない場合があり、本格的な事業再開に向けた償却資産の取得も一定程度想定されている。</p> <p>こうした中、令和2年7月豪雨の被災地では本特例が今年度で適用</p>

		<p>期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため、被災者の負担が増加し、事業再建が遅れることが懸念される。</p> <p>そのため、被災者の早急な事業再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>被災者生活再建支援法</p> <p>(目的)</p> <p>第一条この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自然災害暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。</p> <p>二 被災世帯政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</p> <p>ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)</p> <p>ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロからニまでに掲げる世帯を除く。)</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 災害により償却資産を失った被災者が、引き続き事業に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。</p>										
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td><td>129</td><td>256</td><td>257</td><td>261</td></tr> </tbody> </table> <p>※熊本県の適用数。</p>	年度区分	令和3	4	5	6	件数(件)	129	256	257	261
年度区分	令和3	4	5	6									
件数(件)	129	256	257	261									
		② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(千円)</td><td>1,125,318</td><td>1,692,638</td><td>1,400,888</td><td>1,834,388</td></tr> </tbody> </table> <p>※熊本県の適用額。</p>	年度区分	令和3	4	5	6	適用額(千円)	1,125,318	1,692,638	1,400,888	1,834,388
年度区分	令和3	4	5	6									
適用額(千円)	1,125,318	1,692,638	1,400,888	1,834,388									
		③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>令和3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(千円)</td><td>7,877</td><td>11,848</td><td>9,806</td><td>12,841</td></tr> </tbody> </table> <p>※熊本県の減収額。</p>	年度区分	令和3	4	5	6	適用額(千円)	7,877	11,848	9,806	12,841
年度区分	令和3	4	5	6									
適用額(千円)	7,877	11,848	9,806	12,841									
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用見込件数が161件(※)であることから、令和2年7月豪雨による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。</p> <p>※熊本県の適用見込件数。</p>										
		⑤ 税収減を是認する理由等	令和2年7月豪雨より償却資産を失った被災者が、被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。										
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、事業の再建を望みつつも、令和2年7月豪雨による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者										

			の事業の再建に資するものである。
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③	地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1 政策評価の対象とした政策の名称			非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除
2 対象税目	① 政策評価の対象税目		(相続税:外、贈与税:外)(国税 19)
	② 上記以外の税目		—
3 内容			<p>《制度の概要》</p> <p>後継者である相続人又は受贈者が、相続(又は遺贈)又は贈与により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。)に基づく経済産業大臣の認定を受ける非上場会社(以下「認定企業」という。)の株式等を被相続人又は贈与者から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、その株式等(相続開始前又は贈与前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。)に係る課税価格の80%(贈与税の場合は100%)に対応する相続税額又は贈与税額については、当該後継者の死亡の日(もしくは一定の免除事由に該当する場合)までその納税を猶予する。</p> <p>また、贈与税の納税猶予期間中に先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、後継者(受贈者)が猶予されている贈与税の納付が免除される。また、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は、後継者が相続(又は遺贈)によって取得したものとみなして、贈与時の価格により他の相続財産と合算して相続税を計算することとなる。その際、経営承継円滑化法施行規則第13条第1項の「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限る)について相続税の納税が猶予される。</p> <p>《関係条項》</p> <p>相続税(租税特別措置法第70条の7の2、第70条の7の3、第70条の7の4、第70条の7の8、租税特別措置法施行令第40条の8の2、第40条の8の3、租税特別措置法施行規則第23条の10、第23条の11、第23条の12)、贈与税(租税特別措置法第70条の7、租税特別措置法施行令第40条の8、租税特別措置法施行規則第23条の9)</p>
4 担当部局	中小企業庁事業環境部財務課		
5 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月		

			分析対象期間:平成30年～令和5年
6	創設年度及び改正経緯		<p>平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設</p> <p>平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用</p> <p>平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成18年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱)</p> <p>平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p> <p>平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外國子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p> <p>平成25年度改正 親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等</p> <p>平成27年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成29年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p>
7	適用期間		期限の定めなし
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活性維持・発展を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○中小企業基本法(抜粋) 第24条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させて、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>																					
9	有効性等	① 適用数	<p>＜経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績＞</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>H31</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税</td><td>140</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr> <td>贈与税</td><td>101</td><td>10</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>平成30年度税制改正における特例措置の創設以降、一般措置の認定件数は顕著に減少している。</p>		H30	H31	R2	R3	R4	R5	相続税	140	2	5	3	0	3	贈与税	101	10	5	3	4	0
	H30	H31	R2	R3	R4	R5																		
相続税	140	2	5	3	0	3																		
贈与税	101	10	5	3	4	0																		
		② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>H31</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税</td><td>10,549</td><td>28</td><td>56</td><td>14</td><td>0</td><td>78</td></tr> <tr> <td>贈与税</td><td>4,934</td><td>390</td><td>47</td><td>90</td><td>63</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>※経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績より、納税猶予額を集計</p>		H30	H31	R2	R3	R4	R5	相続税	10,549	28	56	14	0	78	贈与税	4,934	390	47	90	63	0
	H30	H31	R2	R3	R4	R5																		
相続税	10,549	28	56	14	0	78																		
贈与税	4,934	390	47	90	63	0																		
		③ 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>H31</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税</td><td>2,560</td><td>1,026</td><td>637</td><td>1,252</td><td>1,381</td><td>78</td></tr> <tr> <td>贈与税</td><td>1,173</td><td>188</td><td>685</td><td>925</td><td>1,349</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和4年までは国税統計年報(国税庁)の実績</p> <p>※令和5年度は利用実績からの推計(適用額)</p>		H30	H31	R2	R3	R4	R5	相続税	2,560	1,026	637	1,252	1,381	78	贈与税	1,173	188	685	925	1,349	0
	H30	H31	R2	R3	R4	R5																		
相続税	2,560	1,026	637	1,252	1,381	78																		
贈与税	1,173	188	685	925	1,349	0																		

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 認定企業における雇用者数は合計約 16,084 人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>相続税認定企業 (150 件)</th><th>贈与税認定企業 (123 件)</th><th>合計 (273 件)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td><td>7,218</td><td>8,866</td><td>16,084</td></tr> <tr> <td>1社平均</td><td>48</td><td>72</td><td>59</td></tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 納税猶予適用企業には、常時使用する従業員に係る 5 年間の雇用継続要件(相続時・贈与時の 8 割以上)が課されており、今後、その従業員数約 16,084 人に係る一定の雇用維持効果が見込まれる。</p>		相続税認定企業 (150 件)	贈与税認定企業 (123 件)	合計 (273 件)	総数	7,218	8,866	16,084	1社平均	48	72	59
	相続税認定企業 (150 件)	贈与税認定企業 (123 件)	合計 (273 件)												
総数	7,218	8,866	16,084												
1社平均	48	72	59												
		⑤ 税収減を是認する理由等	後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。												
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <p>・法律</p> <p>・経営承継円滑化法</p> <p>遺留分に関する民法特例 467 件(令和 6 年 3 月末時点)</p> <p>金融支援 718 件(令和 6 年 3 月末時点)</p> <p>・予算措置</p> <p>・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和 5 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数)</p> <p>・事業承継総合支援事業(令和 5 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 52 億円の内数、令和 6 年度当初予算 146 億円の内数)</p> <p>これらに加え、税制措置も含めた総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p>												

			<p>＜他の支援措置との役割分担＞</p> <p>(1) 予算措置</p> <p>予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発を目的としており、法律・税制・金融に係る制度利用の前段階に係る措置である。具体的には、施策説明会による普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本税制とは役割が異なる。</p> <p>(2) 法律</p> <p>経営承継円滑化法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税・贈与税の納税を猶予する本税制とは役割が異なる。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き措置。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等(エンジェル税制)の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外
		② 上記以外の税目	個人住民税:外
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇を行う制度であり、投資時点と売却時点のいずれの時点でも税制優遇を受けることが可能。</p> <p>【エンジェル投資を行った年の措置】</p> <p>※下記のいずれかの措置の適用を確定申告において申告。</p> <p>※各措置において、その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。</p> <p>※経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合(LPS)による契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式を発行する企業については、企業要件が一部緩和される。加えて、当該LPS等が企業要件の合致を確認し、当該企業に確認書を発行することを可能としている。</p> <p>優遇措置 A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : (投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除 ○控除上限額:800万円かその年の総所得金額×40%のいずれか低い方 ○対象企業の設立年数要件:5年未満 <p>優遇措置 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額:なし ○対象企業の設立年数要件:10年未満 <p>プレシード・シード特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額:なし(年間20億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件:5年未満 <p>【自己資金の出資による起業を行った年の措置】</p> <p>※その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。</p>

		<p>起業特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容：投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額：なし(年間 20 億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件：1年未満 <p>【株式譲渡をした年の措置】</p> <p>未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降 3 年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)が可能。</p>																						
		<p>《関係条項》</p> <p>所得税</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 19</p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3</p> <p>租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11</p> <p>個人住民税</p> <p>地方税法第 32 条第 2 項、第 313 条第 2 項、地方税法附則第 35 条の 3</p>																						
4	担当部局	イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室																						
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：令和6年8月</p> <p>分析対象期間：令和2年度～令和5年度</p>																						
6	創設年度及び改正経緯	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成 9 年度</td> <td style="width: 30%;">創設</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充）</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>拡充（投資事業組合経由にも適用）</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年度</td> <td>拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充）</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充）</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>延長（売却益圧縮特例の延長）</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充）</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>拡充、縮減（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減）</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>拡充（株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減）</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）</td> </tr> </table>	平成 9 年度	創設	平成 12 年度	拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充）	平成 14 年度	拡充（投資事業組合経由にも適用）	平成 15 年度	拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充）	平成 16 年度	拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充）	平成 17 年度	延長（売却益圧縮特例の延長）	平成 19 年度	延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充）	平成 20 年度	拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）	令和 2 年度	拡充、縮減（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減）	令和 5 年度	拡充（株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減）	令和 6 年度	拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）
平成 9 年度	創設																							
平成 12 年度	拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充）																							
平成 14 年度	拡充（投資事業組合経由にも適用）																							
平成 15 年度	拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充）																							
平成 16 年度	拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充）																							
平成 17 年度	延長（売却益圧縮特例の延長）																							
平成 19 年度	延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充）																							
平成 20 年度	拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）																							
令和 2 年度	拡充、縮減（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減）																							
令和 5 年度	拡充（株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減）																							
令和 6 年度	拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）																							
7	適用期間	期限の定めなし																						

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまと資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジェル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、本税制により大きなリスクを取った個人によるエンジェル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定） ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>（参考）主な閣議決定文書等</p> <p>【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）】</p> <p>第一 令和6年度税制改正の基本的考え方 2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進 (3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（抜粋） エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新 1. スタートアップ育成5か年計画の実行 (1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑨スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化 また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、<u>エンジェル税制における再投資期間の延長、【略】について検討を行う。</u></p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応 (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成 ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。<u>エンジェル税制における再投資期間の延長について、検討する。</u></p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人からスタートアップの起業・投資を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備する。</p>
9 有効性等		① 適用数	<p>※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>【対象企業数】 令和2年度：294社 令和3年度：413社 令和4年度：272社 令和5年度：224社</p> <p>【個人投資家延べ人数】 令和2年度：7,409人 令和3年度：14,851人 令和4年度：10,109人 令和5年度：7,518人</p>
		② 適用額	<p>※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和2年度：約89億円 令和3年度：約167億円 令和4年度：約140億円 令和5年度：約120億円</p>
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和5年の国内スタートアップの資金調達額：8,039億円 (令和6年7月19日時点、出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和2年度：約89億円 令和3年度：約167億円 令和4年度：約140億円 令和5年度：約120億円</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	平成9年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の持続的な成長に向けて、地方におけるイノベーションの創出・循環は重要であるところ、スタートアップはイノベーション創出の主要な担い手となる。本施策は地方におけるスタートアップの資金調達環境も整備することでその成長に寄与するものであり、ひいては地域経済の発展に資するものである。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	固定資産税
		② 上記以外の税目	—
3	内容		<p>《制度の概要》 一般ガス導管事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する特例措置。 課税標準: 取得後5年間1/3、次の5年間2/3</p> <p>《関係条項》 地方税法第349条の3第2項 地方税法施行令第52条の2 地方税法施行規則第10条の15</p>
4	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和5年度</p>
6	創設年度及び改正経緯		<p>昭和36年 創設 昭和50年 協同組合等を追加 平成2年 「ガス精製設備」を特例対象から除外、「簡易ガス事業」を追加 平成8年 「排送機」「汽罐設備」を特例対象から除外 平成11年 「給排水設備」を特例対象から除外 平成29年 ガス事業法改正による事業類型見直しに伴い、特例対象を「一般ガス事業」から「一般ガス導管事業」に見直し 令和4年 「特別一般ガス導管事業者」を特例対象から除外</p>
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス事業においては、ガスの安定供給を図るため、多額の設備投資が必要とされ、莫大な資産を長期にわたって保有する必要がある。また、設備を建設した当初の固定資産税の負担は極めて多額になる。 本措置を講ずることによって、相当期間その負担を緩和し、設備投資を促すことで、ガスの安定供給や信頼性を確保し、ガス料金を最大限抑制するとともに、天然ガスの更なる普及拡大を実現させる。</p>
			<p>《政策目的の根拠》 本特例措置は、ガス事業の業務の公共性にかんがみ税負担の軽減が認められているものである（「固定資産税逐条解説」旧自治省税務局固定資産税課編）。</p> <p>さらに、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、ガスの低廉・安全かつ安定的な供給の確保、天然ガスの利用促進、ガス利用を支えるインフラの整備について明記されている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの低廉・安全かつ安定的な供給や天然ガスの普及促進の基盤となる供給設備への設備投資を過不足なく実施し、適切な基盤整備を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業用・業務用需要家における天然ガスへの燃料転換や、家庭用燃料電池の普及等に伴う天然ガスの供給拡大に対し、一般ガス導管事業者は、ガスを低廉・安全かつ安定的に供給するため、大規模幹線導管等によるガスインフラネットワークの形成、拡大を遅滞なく実施していく必要がある。</p>												
9	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: center;"><本措置の適用事業者数></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数</td><td>177</td><td>173</td><td>174</td><td>173</td><td>177</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:日本ガス協会調べ ※事業者数は、一般ガス導管事業者(私営)</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	事業者数	177	173	174	173	177
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
事業者数	177	173	174	173	177										
		② 適用額	<p style="text-align: center;"><本措置の適用額></p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>527,929</td><td>507,643</td><td>509,357</td><td>487,643</td><td>452,786</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:日本ガス協会調べ</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	適用額	527,929	507,643	509,357	487,643	452,786
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
適用額	527,929	507,643	509,357	487,643	452,786										
		③ 減収額	<p style="text-align: center;"><本措置の適用による減収額></p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>7,391</td><td>7,107</td><td>7,131</td><td>6,827</td><td>6,339</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:日本ガス協会調べ</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	減収額	7,391	7,107	7,131	6,827	6,339
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
減収額	7,391	7,107	7,131	6,827	6,339										
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 導管延長も着実に伸びており、本措置は、ガス事業の効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献している。</p> <p style="text-align: center;"><導管延長の推移></p> <p style="text-align: right;">(単位:km)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導管延長</td><td>249,511 (100.0%)</td><td>251,122 (100.6%)</td><td>253,573 (101.6%)</td><td>255,156 (102.3%)</td><td>258,076 (103.4%)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:ガス事業便覧</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 R1年度を基準年としてR5年度の実績値と比較した場合、導管延長</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	導管延長	249,511 (100.0%)	251,122 (100.6%)	253,573 (101.6%)	255,156 (102.3%)	258,076 (103.4%)
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
導管延長	249,511 (100.0%)	251,122 (100.6%)	253,573 (101.6%)	255,156 (102.3%)	258,076 (103.4%)										

			<p>数は3.4%の増加に対し、メーター取付数は3.5%の増加となっており、本特例措置による天然ガスの普及拡大が確認できる(ガス需要量は、当該年度における気温等の影響を受けるため、導管距離の延長などガスの普及拡大と必ずしも連動するわけではない)。</p> <p style="text-align: center;"><メーター取付数の推移></p> <p style="text-align: right;">(単位:千個)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取付数</td><td>29,936 (100.0%)</td><td>30,174 (100.8%)</td><td>30,451 (101.7%)</td><td>30,667 (102.4%)</td><td>30,972 (103.5%)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:ガス事業便覧</p> <p style="text-align: center;">【参考】</p> <p style="text-align: center;"><ガス需要量の推移></p> <p style="text-align: right;">(単位:千m³)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス需要量</td><td>37,770,657 (100.0%)</td><td>36,828,075 (97.5%)</td><td>36,870,552 (97.6%)</td><td>37,892,488 (100.3%)</td><td>37,174,669 (98.4%)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:ガス事業便覧</p> <p>※需要量は、託送供給量の総量</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	取付数	29,936 (100.0%)	30,174 (100.8%)	30,451 (101.7%)	30,667 (102.4%)	30,972 (103.5%)	年度	R1	R2	R3	R4	R5	ガス需要量	37,770,657 (100.0%)	36,828,075 (97.5%)	36,870,552 (97.6%)	37,892,488 (100.3%)	37,174,669 (98.4%)
年度	R1	R2	R3	R4	R5																						
取付数	29,936 (100.0%)	30,174 (100.8%)	30,451 (101.7%)	30,667 (102.4%)	30,972 (103.5%)																						
年度	R1	R2	R3	R4	R5																						
ガス需要量	37,770,657 (100.0%)	36,828,075 (97.5%)	36,870,552 (97.6%)	37,892,488 (100.3%)	37,174,669 (98.4%)																						
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>ガス料金の更なる低廉化</p> <p>託送供給料金は、小売全面自由化において、新規の導管利用者である新規参入者を含めたすべてのガス小売事業者が等しく負担するものであり、今後、自由化部門の競争環境を整備していくためには、託送供給料金の維持又は引き下げが必要になる。そのため、託送供給料金算定上の原価の一部を構成する固定資産税についても、現行の水準を維持していくことが必要である。</p>																								
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置の対象設備について、その減税額の絶対額は各事業者の規模により異なるが、各事業者はそれぞれの事業規模にあわせ適切な設備投資を行っており、本措置がない場合の相対的な影響度は、企業規模を問わず、全事業者に等しく非常に多大なものとなる。</p> <p>よって、本措置は、ガス事業の効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献し、その効果は国民(需要家)に等しく還元されるとともに、都市ガスの普及に資するものであるため妥当である。</p>																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガスインフラは、地方の企業誘致や環境政策により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や保安確保の面から、新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。</p> <p>このため、本措置は、地方公共団体にとって直接関係するばかりか、その効果は、ガス料金のコスト引き下げを通じて、広く地方住民や企業に広く還元されるものであり、引き続き措置することが重要である。</p>																								

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	国の施策として、ガスの安定供給及び信頼性を確保するための健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的に資するものであるため、その重要性から引き続き措置が必要である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税: 義(地方税 21)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 —</p> <p>《要望の内容》 我が国の産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、次世代半導体を製造するための基盤整備を行う次世代半導体製造事業者に対して、所要の措置を講じることを要望するもの。</p> <p>《関係条項》 —</p>
5	担当部局		経済産業省商務情報政策局情報産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年2月 分析対象期間: —
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		約2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 次世代半導体は、生成 AI や自動運転など、日本産業全体の競争力の強化や経済安全保障の観点からも重要な鍵となるキー技術の一。このため、次世代半導体の製造基盤を隠し、我が国における次世代半導体の量産等を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 • 経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和6年6月 21 日閣議決定) • 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年 11 月 22 日閣議決定) • 半導体・デジタル産業戦略の現状と今後(令和6年 12 月 23 日 経済産業省商務情報政策局)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本の産業競争力を支える生成 AI や自動走行技術に不可欠な次世代半導体を自国で確保するため、2027 年までに 2 ナノ世代半導体の量産基盤を国内に構築し、量産を開始する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 次世代半導体の製造基盤整備に伴う税負担を軽減することは、事業者の経営安定化を図り、産業競争力の強化や地域経済の活性化に貢献する。また、税制措置の適用にあたっては、地方公共団体等との連携を要件として課すこととしている。</p>
10 有効性等		① 適用数	1 件
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 AI・半導体分野において、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に重点的投資支援を行うため、2030 年度までの 7 年間に 10 兆円以上の公的支援を行う、AI・半導体産業基盤強化フレームを策定した。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置を講じることにより、国内で次世代半導体を製造するための量産等の投資を行う事業者の財務基盤を強化する。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体量産に係る大規模投資は、研究開発拠点の集積や関連企業の進出、雇用創出など、地方経済に広範な波及効果をもたらす。 ・税制措置の適用にあたっては、地域経済の活性化への寄与に加え、地方公共団体との連携を要件として課すこととしている。
11 相当性		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じやすい。このため、キャッシュアウトを抑える観点から、官民出資を最大限活用できるよう税制措置を講じることは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	次世代半導体を製造するための基盤整備を行う次世代半導体事業者に対して、国税についても所要の措置を講じる。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	半導体量産に係る大規模投資は、研究開発拠点の集積や関連企業の進出、雇用創出など、地方経済に広範な波及効果をもたらすもの。また、当該税制措置にあたっては、地域経済の活性化への寄与に加え、地方公共団体等との連携を要件としている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—